

4. 地方裁判所内部における意見交換

4. 地方裁判所内部における意見交換

(地裁アンケート問4)

地裁の合議事件において、①充実した合議が行われたと思われる事例、及び、
②合議が余りうまくいかなかつたと思われる事例について、その後の審理への影響も併せて、それぞれ紹介してください。

① 充実した合議が行われたと思われる事例

【審理への影響】

- 計画的な審理を実現できた【事例1】
- 争点整理がスムーズに進んだ【事例2, 3】
- 和解が成立した【事例4～9】
- 質の高い判決ができた【事例10～13】

【要因】

- 十分な合議時間の確保【事例1, 3, 5, 8～11, 13】
- 右陪席（非主任裁判官）の実質的関与【事例7～9, 12】
- 争点に関する認識共有【事例6, 10, 14】

② 合議が余りうまくいかなかつたと思われる事例

【審理への影響】

- 審理が長期化した【事例A, B】
- 的確な和解案を示すことができなかつた【事例B～E】
- 判決起案がうまくいかなかつた【事例A, C, F～J】
- 合議等の時期が適切でなかつた【事例E, K, M】
- 合議体の構成員による役割分担がうまくいかなかつた【事例L, M】

【要因】

- 主任裁判官の準備不足等【事例A, E, L】
- 部総括の指揮・準備不足等【事例A, D, M】
- 右陪席（非主任裁判官）の関与不十分【事例D, L】
- 争点に関する認識共有不十分【事例H】

① 充実した合議が行われたと思われる事例**【事例 1】**

社会的に注目を浴びている難事件について、6か月先まで長期の計画を立て、進行協議期日と1週間後の弁論期日を合わせて指定し、各期日前の事前合議を毎回十分な時間をかけて進行したところ、判決までの手続の流れが明確となり、当事者が裁判所の進行について理解を示し、積極的に協力してくれたことがあった。

【事例 2】

土地建物を販売した業者である原告が、その購入者である被告に対し、その売買の際に、土地の外構工事などをしたとして、その工事代金を請求しているのに対し、被告が、上記契約が土地の売買とその土地上の建物の建築請負契約（被告が注文主、原告が請負業者）であり、上記外構工事が建物建築請負契約に含まれており、既にその代金を支払済みであると主張するとともに、上記建物建築工事に瑕疵があるとして、損害賠償を請求している事例であり、建物の売買か請負か、それらの契約と原告主張の外構工事との関係、建物建築工事の瑕疵の存否及び損害の額などが争点になっている。上記の事例においては、建物に関する契約の法的性質について当事者が激しく争っていたため、その余の争点に関する整理も含めて、審理が滞っていたが、合議において建物に関する契約の性質及びこれを前提としてその余の争点に関する法律解釈を議論し、現時点における裁判所の明確な判断を形成することができ、これをその理由も含めて当事者に提示することにより、当事者も裁判所の判断を前提に争点整理を行うことになり、審理が進むようになった（現在、争点整理と調停を並行して行っている。）。

【事例 3】

破産法上の問題点を含む事件について、新段階の問題点の確認、争点整理中の方向性の確認、弁論終結前の3段階で、いずれも3人で時間をとり、左陪席が文献等も用意して合議をした事案については、スムーズに弁論終結、判決言渡しに至ることができた。

【事例 4】

右陪席の単独事件から合議に付した長期化した建築紛争（構造計算が問題になり、専門委員の関与のある事例）について、前々任及び前任の裁判長の下で、右陪席と

4. 地方裁判所内部における意見交換

左陪席の受命による争点整理を行い、構造計算の結果を左右する争点が2つに絞られるに至ったとの引継ぎを受け、右陪席と左陪席の受命裁判官による争点整理を続けていたが、その後、その前提に誤りがあることが判明したため、合議体で争点整理を行った結果、和解に至った事例。

【事例5】

医療訴訟の事案で、尋問前に時間をとって3人で合議をし、書証で認定できること、尋問で確認すべきこと、最終的な結論について詰めて議論できた事件については、尋問後に、尋問を踏まえた心証を開示することで、早期の和解に至った。

【事例6】

争点整理段階で主張整理書面が作成され、争点に関する認識がきちんと共有され、暫定的な心証についての合議も一致していた事案で、集中証拠調べ後に、争点についての合議がスムーズに行われた。後日、書面で、当該心証を開示しての和解勧告をすることができ、最終的に和解が成立した。

【事例7】

不動産の買主が、仲介業者に対し、説明されていない法的規制があり計画した利用ができなかったとして損害賠償請求をした事案。売主（組合）が不当に利得しているのだが、売買後に解散しており、（数百万円の仲介料しか取得していない）大手仲介業者に対し、1億円を超える請求がされた。昨年4月に他部から割り替え、その後当部内で右陪席の単独から合議に割り替えた。左陪席が主張整理をした上で、証拠調に臨めたため、証拠調前後の合議も心証を含め内容に踏み込んで行えた。また、右陪席も自身が単独で進行させていた時期があるため、3名で実質的な合議が出来た意味も大きい。心証を踏まえた和解案を裁判所から提示し、証拠調後の早い時期に和解が成立した。

【事例8】

証拠調べに入る前の主張と書証が一通り出そろった段階で、主任裁判官に予め合議資料（争点と主張の骨子、時系列表、認定・判断のポイント等を記載したメモ、重要書証や陳述書のコピー、参考となる裁判例等）を配布してもらった上で、1時間程度時間をとって合議をし、結論及び理由の骨子について共通認識を形成し、こ

4. 地方裁判所内部における意見交換

れに基づき双方に対してその段階の暫定的心証を示しつつ和解を勧告すると、和解が成立することが結構ある。裁判長と右陪席がタッグを組んで和解を試みると、説得力が増すのか、和解成立率が上がるよう感じている。この時点で和解成立に至らなくとも、詰めた合議をしておくと、その後の進行がスムーズとなる。また、法律問題を含む部総括の単独事件を付合議したところ、右陪席と議論することによって、多角的検討をすることができ、理解が深まり、単独事件で審理していたときには気が付かなかった問題点に気が付いたことがある。

【事例 9】

比較的規模の大きいシステム開発をめぐる損害賠償請求事件で、事案の適正な解決のために、専門的知見について深く理解することが必要不可欠であった。そのため、専門委員を選任した上で、説明会（進行協議期日）を開催し、双方から技術的事項について、分かりやすく説明してもらうこととした。説明会を開催するに当たっては、右陪席に対し、事前に読んでおいてもらいたい説明会資料、準備書面及び書証を指摘しておいた。そして、説明会における当事者側の説明や専門委員の話を聞いた上で、説明会終了後、時間をかけて合議した（合議の際には、右陪席も、積極的に加わり、有益な発言をしていた。）。この結果、掘り下げた合議をすることができ、判決をする場合及び和解をする場合の双方について方針が決まった。その後、和解勧告をしたが、暫定的心証を開示することにより、おおむね合議した内容で和解が成立した。

【事例 10】

水俣病訴訟（小児性、胎児性水俣病の事例）について、期日毎の期日進行に関する合議とは別に、判決合議について、まず、判決書の全体像（目次）について共有した上、目次又は争点毎に、ほぼ 1 年間にわたり、起案及び前後の合議スケジュールを策定し、起案→合議→修正というプロセスを繰り返し、ほぼ予定どおり、言渡しを終えることができた。うまくいった要因は、予め判決書の全体像、争点及び判断の骨子を合議体で共有した上、スケジュールを策定したこと、主任裁判官が大変優秀であり、各合議において、十分な準備がされていたことにあると思われる。

【事例 11】

震災関連訴訟において、人証前と人証後に争点ごとの合議、判決起案作成後にも

4. 地方裁判所内部における意見交換

裁判長と右陪席がそれぞれ起案を添削した上で合議、その合議の結果に基づいて裁判長がさらに起案に手を入れて判決を完成させた。このように右陪席と裁判長がそれぞれの視点から起案を見ることによって、多角的で客観的な分析ができたと思う。

【事例 1 2】

全国に多数の会員を擁する被告（公益社団法人）の会員である原告が、被告の代議員選挙において特定の選挙区の代議員として当選したにもかかわらず、原告が当該選挙区の会員として登録されていなかったことを理由に代議員の資格を否定されたとして、被告に対し、原告が被告の代議員の地位にあることの確認を求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案。（平成 26 年 9 月提訴）

右陪席単独事件であったが、平成 27 年 9 月に証拠保全の申立て（選挙区の会員として登録されていなくても当選が認められた代議員の存否を明らかにする文書の検証）がされたのを契機に合議事件とし、裁判長と右陪席の受命で弁論準備手続を進め、合議にしてから半年で請求を認容する判決を言い渡した。証拠保全を担当した左陪席も交え事件を多角的に検討し合議を深めることができた。関連する別件訴訟もあり、背景に関係者の深刻な対立のある事件であったが、判決は控訴されることなく確定した。事案に鑑みると、もっと早くから合議にしておくべきであったと思われ、この点が反省点である。

【事例 1 3】

製造物責任等に基づき損害賠償を求める訴訟において、倉庫での製品の保管状況を実験的に再現し、その結果を検証することになったが、再現の条件（温度、時間等）について、合議で十分に検討し、検証が有効なものとなるようにした。判決においては、検証結果に基づき説得力のある判断を示すことができ、控訴されることなく確定した。

【事例 1 4】

争点整理案を作成するなど、争点整理が十分に行われている事件では、当事者の主張や書証の内容を踏まえた充実した合議が早い段階で可能になることが多い。

4. 地方裁判所内部における意見交換

② 合議が余りうまくいかなかったと思われる事例**【事例A】**

合議がうまくいかない事例は、主任裁判官がプレゼン後の質疑において沈黙してしまい、対話や議論が成立しない場合である。その原因としては、主任裁判官の準備不足（記録検討、法的分析、リサーチ等）とともに、部総括における主任裁判官に対する事前指導や具体的指示の不十分さもあると考えている。そして、期日前合議がうまくいかない場合には、期日において充実した口頭協議が行えず、審理が遅延しがちになる。また、判決合議の場合には、主任裁判官による判決起案の完成度が低くなり、起案の修正等のために相当の時間を要することになる。

【事例B】

当事者が複数の法的構成を並列し、裁判所において、その関係を十分吟味しないまま進行した事件については、審理自体が長期化し、尋問等に入る際に、尋問において何を確認すべきかが明確でなかったことがある。また、基本書証の検討が不十分であった事案では、誤った心証形成のまま争点整理、尋問等が進行し、それを前提とする和解勧試について当事者の了解が得られず、事実上審理をやり直す形になり、非常に長期化した事案がある。

【事例C】

昨年4月から部総括となり合議事件を担当したが、右陪席も異動し、左陪席のみが証拠調査期日に立ち会った事案が立て続けに3件終結した。いずれも和解相当事案であったため、和解を試みたが、結局3件とも判決になり、起案途中で、結論も揺れた。引継時点での合議が十分でなく、前合議体の心証を引き継ぐ形でしか和解も進められなかつたことが、和解がうまくいかず、起案途中でも結論の揺れが出た原因と考えられる。証拠調べ時点で主張整理が終わっていることの必要性を感じている。

【事例D】

控訴事件（交通事件）において、裁判所の和解案を出すに当たって、部総括及び右陪席とともに、他の事件処理等に時間を割かれ、当該控訴事件の記録検討を十分にすることのできない状態で、専ら左陪席の和解メモ等を基に、若干の議論をし、当事者に対し、おおむね左陪席の和解案に沿った提示をしたが、当事者が裁判所の提

4. 地方裁判所内部における意見交換

示した和解案を受諾しなかったため、判決に至った。その際、改めて記録を検討したところ、上記和解案と異なる和解案もあり得たと考えられ、和解の際の合議がうまくいっていなかったと思われた。

【事例E】

弟が、姉に対し、姉が死亡した両親の預貯金等を費消隠匿したなどとして、不法行為に基づく損害賠償を求め（本訴）、姉が、弟に対し、姉が両親の入院治療費、葬儀費用等の費用を負担し、弟は遺産である共同住宅の賃料収入を不当に利得したなどとして、求償金の支払又は不当利得の返還を求めた事案（反訴）。（平成23年3月提訴）

右陪席単独事件であったが、審理の見通しが立たず、平成26年8月に合議事件とした（当職は同年10月末に着任）。争点となる預金や立替金、賃料収入の経費が極めて多岐にわたり、記録も相当厚くなっていたため、新たに主任になった左陪席も検討が進まず、詳細な合議は終結（平成27年1月29日）後に持ち越された。本件は、後に改めて遺産分割協議をしなければならない事案であり、他に相続人は存在せず、本来であれば1審において和解による最終的な解決を目指すべきであったが、これ以上1審の手続を長引かせるわけにもいかず、同年3月に判決を言い渡した。本件は控訴され、平成28年2月に控訴審において遺産分割を内容とし最終的な解決を図る和解が成立した。

早期に充実した合議がされ判決になった場合の結論を終結前に出すことができれば、1審において和解による最終的な解決を図ることができたのではないかと思われる。

【事例F】

多数原告の事件について、弁論終結前に判決の方針、方向性について合議していたが、これを個別の原告ごとに当てはめて起案する作業に要する時間について楽観視していたために、判決言渡期日の変更を余儀なくされることとなつた。

【事例G】

原告が、その有する債権の債務者から債権譲渡を受けた被譲渡債権の債務者である被告に対し、被譲渡債権の履行を求めたが、被告が被譲渡債権について譲渡禁止特約が存在し、原告がこれを知り又は知らなかつたことについて重大な過失がある

4. 地方裁判所内部における意見交換

と主張しており、原告の悪意又は重過失が主たる争点となった事例である。上記の事例において、原告の悪意又は重過失については十分に合議をして心証を形成して審理を終結したものの（原告の悪意又は重過失は認められない。）、被譲渡債権の存否についての合議が不十分であったため、起案途中で、被譲渡債権の存在について疑義が生じ、被譲渡債権についての原告の主張が明確ではなく、他方、被譲渡債権の存在についての被告の認否も明確ではないことから、被譲渡債権の存否について主張及び立証を尽くさせれば、結論が変わる可能性もあると考えられたため、弁論を再開することになった。

【事例H】

事案が複雑なため審理が長期化していた事案で、裁判所は、争点整理の方向性は示せていたものの、主張整理書面を作成するなどして争点整理の結果を確認し共有することが十分できていなかった。そのため、合議の内容も表面的なものとなり、とりあえず、主任裁判官に判決を起案してもらい、起案に基づいて合議をし直すような形となってしまった。

【事例I】

心証合議を十分にしないまま起案に取りかかると、起案を回している段階でそれまで気づいていなかった問題が露見して改めて合議する必要が生じことがある。レ号事件の本人訴訟は、注目度が低いため、合議が甘くなりがち。

【事例J】

争点整理が十分に行われておらず、合議体構成員の当事者の主張把握や書証の理解が共通していない事案では、判決起案の段階で新たに合議をやり直す必要が生じることもある。

【事例K】

請負事件（建築瑕疵）において、事実上の検証として、合議体全員で現地での進行協議に臨んだことがあったが、その後、判決までに構成員が代わり、現地に行つた意味が半減したことがあった。現場に赴く時期の選択や、場合によっては検証を行って検証調書を作成するのが適切である場合もあると思われた。

4. 地方裁判所内部における意見交換

【事例L】

左陪席の経験がまだ浅く、検討や準備が間に合わない場合には、裁判長が引き取って準備をせざるを得ないこともあります、ともすれば裁判長が主任裁判官のようになってしまうことがあるが、それでは、3人の裁判官が智恵を出し合うという合議の本質を欠き、相当ではない。このような事件では、できるだけ早い段階で右陪席の実質的な関与を得て実質的な合議ができるよう、右陪席に対する適時適切な情報提供を工夫する必要がある。

【事例M】

①【事例4】の事例につき、より早期に合議体で争点整理をすべきであったと思われる。

なお、当職の在籍する部は、合議充実部に指定され、いわゆる4-6態勢を採用しているところ、合議充実部に指定される前には、せっかく右陪席の単独事件を合議に付しても、その全部に裁判長が深く関与することが容易でなく、右陪席と左陪席の受命による争点整理を行う事例も何件かあったが、自ら期日に立ち会う中で情報を獲得することができないなど、不十分に感じられていたが、現在は、右陪席の単独事件を合議に付した場合には、裁判長と右陪席の受命(場合によっては合議体)で争点整理を行っており、その際、争点整理での説明や、和解での説得がどの程度当事者に伝わっているかなどについての感触を意見交換することも有意義であると思われる。

4. 地方裁判所内部における意見交換

(地裁アンケート問5)

個別の事案について合議に付すべき事案か否かの部内における検討結果は、その後の他の事件の付合議の検討に当たってどのように活用されているかについて、お答えください。

個別事案の付合議についての検討結果の活用方法

- 検討結果を蓄積するなどして、類似事件の付合議の検討に当たって参考にする【回答1～5, 7, 9, 11, 12】
- 部の付合議基準の設定・見直しにつなげる【回答1～3, 9, 11, 13】
- 庁全体の付合議基準の設定・見直しにつなげる【回答8】

【回答1】

一度合議に付すべきか否かが議論となり、十分な検討を経て合議に付した事件については、その後同種事件が来たときには合議に付すかどうかの検討が容易にできたということがあった。また、いろいろな事件について、付合議を検討しているうちに、自然と部内で付合議の基準ないし目安が出来上がっていくようにも思われる。

【回答2】

付合議の検討結果は、他事件の付合議の検討においても参考となるものであり、新件段階での検討では、一次的に選別を担当している左陪席がこの点を意識して意見を出している。また、単独事件からの付合議の検討の参考となるように、付合議の検討に関する情報については、口頭ベースであるが、部内で共有するようにしている。

【回答3】

合議基準の一つに当たるか否かを検討した結果は、その後同種の事案で合議基準に当たるか否かが問題となった際に、これを参考にして判断することができ、既に単独事件として係属しているものがあるときは、これを合議で審理することになったものがある（高齢者の施設における事故についての損害賠償請求事件）。

また、合議基準として具体的に挙げられていない類型の事件を合議にすることになったときには、その類型の事件を新たに合議基準に追加した（閲覧制限及び要警備など部全体での慎重な配慮が必要な事件）。

4. 地方裁判所内部における意見交換

【回答4】

新件又は係属中の単独事件を合議に付した場合には、左陪席がエクセル表にその理由を簡潔に記入し、これを蓄積しているので、類似例の付合議を検討する際に参考になっている。

【回答5】

個別事案の付合議を検討する際、①事案の性質、②当事者の属性、③終局までの見通し、④合議係主任裁判官の繁忙度等、様々な要素につき協議して、結論を出すことになる。その後の他の事件の付合議の検討の際、一つの基準になる（従前の事案との異同等を検討することになる。）。

【回答6】

単独係としては、割替え依頼には若干の心理的障壁があるが、裁判官のミーティングで、その点が通常のこととして協議されていると、付合議依頼への抵抗感はなくなり、積極的に提案ができるようになる。

【回答7】

以後の付合議の検討に当たり、事実上参考にされている程度である。書面化するなどして蓄積するようなことはしていない。

【回答8】

農協の就業規則の不利益変更が問題となっている労働事件が単独係に分配された。部内で付合議の検討を行い、他の農協も同じ内容の変更を行ったという事情があつたため、波及効果を考慮して合議に付した。このことを部総括の昼食会で話したところ、労働事件のうちどのような類型のものが合議にふさわしいかという議論に発展し、その後民事部の合議基準の改定に繋がった。

【回答9】

同種の事件が係属した場合の参考とするほか、付合議すべき理由（社会の耳目を集め、複雑困難、波及効等）ごとに、どのような観点から考えてどの程度の段階から付合議するかの参考（目安）にしている。

4. 地方裁判所内部における意見交換

【回答10】

(前提として、当部の現状は、特別配点の医療過誤と労災を除き、(ワ)号事件はすべて交通事件であり、必ずしも設間に沿った回答になっていないが)先般当部の一応の合議基準を書面化したところではあるが、付合議にあたっては、単独事件の経験も踏まえ、訴額だけではなく(訴額1億円以上の事案は少なくないが、死亡事案、重度後遺障害事案でも比較的早期に和解勧試すべき事案など単独の方が適当な事案もある。), また、研鑽目的の付合議も視野に入れて検討をしている。

【回答11】

個別の事案について合議に付すべきか否かについて、部の裁判官全員で検討して結論を出している部が多い。その検討の過程は、何らかの形で部の裁判官全員に周知されており、その後、新件から付合議にするか、単独事件から付合議にするかを検討する際の指針となっている。付合議基準を設けている部において、検討結果が同基準の改定に結びつく場合には、より明確に後の事件の付合議の判断に資することになる。

【回答12】

当部では、部の裁判官全員で合議に付すべき事件かどうか検討しているが、そこで検討したことにより(事案の性質及び内容、当事者の合議への期待、波及効の有無等), 裁判官全員が合議に付するポイントを理解していくことができ、他の事件の付合議に当たっても、こうしたノウハウが活かされている。

【回答13】

合議相当事件は、適切な時期に合議に付される必要があると考えており、幅広な合議基準を作るなどして、合議相当事件をもれなくすくい上げる工夫をしている。

4. 地方裁判所内部における意見交換

(高裁アンケート問5)

高裁での審理に当たって、第一審で単独体で審理された事件について、合議に付して審理をした方が好ましかったと思われた事例や、よく単独体で審理されているが、一般的に合議に付した方が良いと思われる事件類型を、理由とともに紹介してください。

① 第一審で単独体で審理された事件について、合議に付して審理をした方が好ましかったと思われた事例

- 老人ホームの入居保証金の返還義務の範囲が争点となった事件
〔ある程度の社会的影響が想定される法律的論点を含んでいたため〕
- ピッキングマシンについて製造物責任の有無が争点となった事件
〔技術的観点からの検討のみならず、通常有すべき安全性という点で社会的な評価という観点も必要であったため〕
- 震災による津波被害により建物の修繕が必要となった場合に、当該契約上、修繕義務を負うのはいずれか、契約解除の成否、原状回復費用の範囲などが問題となっている事例
〔難しい判断を含むため〕
- 被用者が出向先でうつ病に罹患して出向解除後に自殺したのは、出向元及び出向先の使用者が労働契約に付随する安全配慮義務に違反した過失によるものであるとの損害賠償を求める訴え
〔事案が複雑なため〕
- 船舶の衝突による死亡事故に基づく損害賠償訴訟
- 大学内の学生に対するハラスメントに基づく損害賠償訴訟
- 自然災害時における地方自治体の措置（過失）及び防護施設（瑕疵）に基づく損害賠償請求訴訟

4. 地方裁判所内部における意見交換

(2) よく単独で審理されているが、一般的に合議に付した方が良いと思われる事**件類型**

- 労働事件、建築事件、医療事件、交通事件等の中で複雑困難な事案
 - ・ 審理判断上のノウハウや工夫を積み重ねし、判決の質を高めるため（労働、建築、医療、交通）
 - ・ 同種紛争の有無、報道の可能性、法律判断の先例的価値を踏まえて慎重に判断する必要があるため（医療）
 - ・ 解雇の相当性が争われている事件、時間外勤務の認定を要する事件などで、認定、判断に疑問のある事件が少なからずある。また、支部の事件で、双方代理人に労働法の知識が欠けていることもあり、判決まで単独でやるのは相当でなかった事案があったため（労働）
- 判断の難しい争点を含む事件
 - 〔 同種紛争の有無、報道の可能性、法律判断の先例的価値を踏まえて慎重に判断する必要があるため 〕
- 社会的な影響が大きい事件
 - 〔 同種紛争の有無、報道の可能性、法律判断の先例的価値を踏まえて慎重に判断する必要があるため 〕
 - ・ 審理判断上のノウハウや工夫を積み重ねし、判決の質を高めるため
- 請負代金請求事件
 - 〔 請負代金額の認定、追加・変更工事の認定にあたり、見積書、工事図面、打合せメモ等の書証の読み込み、検討が必要な事案で、それが十分にできていない事件があるため 〕
- 同族会社の商事事件
 - 〔 会社法の理念と同族会社の実態が乖離している事案で、会社法の解釈としての整合性に疑問があるような判断が見受けられるため 〕
- 放火や自殺などモラルリスクが疑われる保険金請求事件
 - 〔 裁判官によって判断のブレが大きく、原判決取消しに至る例が少なくないように思われるため 〕
- 相続人間の預貯金等の不正取得を理由とする損害賠償請求ないし不当利得返還請求事件
 - 〔 多岐にわたる争点の中に当事者も意識していない法律的な検討を要する論点が隠れている場合もあるし、主張と証拠との整合性も不十分な場合が多いため 〕
- 先例の乏しい法解釈を要する事件
 - 〔 より多角的、複眼的視点からの検討を要するため 〕
- あてはめに微妙な判断を要する事件
 - 〔 より多角的、複眼的視点からの検討を要するため 〕
- 主張の整理と事実認定に多大な労力と時間を要する事件類型（例：建物につき多数の瑕疵が主張されている事件、多数の労働者につき割増賃金の請求がなされている事件）
- 近時件数が増加しながら判断の方向性が定まっていない事件類型（例：遺言無効）

4. 地方裁判所内部における意見交換

(地裁アンケート問6)

部内における単独事件に関する意見交換が部全体の審理運営の改善につながった例があれば、紹介してください。

【回答1】

まだなじみの薄い内容・態様の紛争について、既に事件処理の経験のある者がその特徴、審理上の問題点等について、資料を準備して説明した結果、部全体で知識を共有することができ、その後、同種の事件について効率的な審理運営が図られたということがあった。また、当事者が主張中で引用した裁判例について整理検討した経験のある者が、部内でその成果を発表したため、後に同種の事件を担当することになった者にとって有益であったということもあった。

【回答2】

交通事故に関する損害に関する議論が、同種事案の処理に当たって参考となった。

【回答3】

一つの消費者金融会社に対する過払金返還請求事件が継続的に多数係属していることから、その事件の訴訟運営の在り方や法律解釈上の問題点について意見交換をして、部に多数係属する同種事件の審理の効率化が図られた。

専門部においては、特に意見交換が部全体の審理運営の改善につながることが多く、例えば労働事件集中部において、労働契約法上の雇止めの解釈が問題となつたが、部内の議論によって一定の結論を出すことができ、その結論に基づいて訴訟進行を図るようになって審理が促進された。

【回答4】

主に、単独事件の経験が乏しい右陪席から、担当事件の審理運営や判断について悩みがあったときに、昼休みや夕方5時以降に相談を受け、裁判長や相右陪席から各自の経験例を紹介することがあるが、逆に、裁判長やベテラン右陪席から話題を持ち出すこともある。事件処理のやり方や参考文献等について情報交換をする機会になり、参考になる。

4. 地方裁判所内部における意見交換

【回答5】

取得時効の成否が問題となっていた事案で、弁論終結後に意見交換が行われた際、そもそも他占有事情が認められる可能性があるのではないか、もしその可能性があり、従前それが争点化されておらず、双方の主張立証が尽くされていないのであれば、再開して釈明することも検討すべきではないか、との意見が述べられたことがある。その際、控訴審の経験で、「原判決は不意打ち判決である、予想外の争点で結論が出された」との指摘がされることが少なくなく、終結後に重要な争点に気づいた場合には、再開を躊躇せず、再度審理を行うことが重要であるとの考えを伝えた。勿論、終結時までに記録を十分検討し、終結後に重要な争点に気付くということのないようにすべきであるが、万一終結後に気付いた場合には、再開を躊躇しない、という運営がされていると思われる。

【回答6】

裁判官ミーティングで、審理に難渋している単独事件の合議への割替えについて協議する場合、何らかの工夫をすることでそのまま単独事件として進行可能であるとする、他の裁判官からの助言があることが多い。困難事件を合議に割替えることで、単独係の事件進行に少し余裕が生まれる場合もあるが、そのまま単独事件として進行する場合でも、進行に改善が図られ、部全体の事件処理が改善されると思われる。

【回答7】

主張整理書面や時系列を当事者に作成させることの是非について、部の裁判官で意見交換をした際、そのような依頼をしても、代理人は難色を示すのではないかという消極意見や、代理人が作成しても、中立性がないから役に立つものはできないといった意見が出されたが、別の裁判官からは、裁判所から作成してもらいたいと言えば、意外と多くの代理人が作成してくれ、十分役立つものが作成されることもあるという紹介がされた。その後、他の裁判官からも代理人に対し、主張整理書面や時系列の作成を依頼することが多くなり、部全体の審理運営の改善につながった。

【回答8】

最近、交通事故の損害賠償請求事件が増加しているため、部内で、どのような審理方法が望ましいかを議論したところ、弁論準備において双方の主張と書証が出そ

4. 地方裁判所内部における意見交換

ろった段階で、裁判所が積極的に和解案を提示することにより高い確率で和解が成立していることがわかった。そこで、表計算ソフトを使用して、原告主張、被告主張、裁判所の判断を対比できる損害額計算表モデルを作成し、各係で使用するようにした。

【回答 9】

親族紛争や交通事件、建築瑕疵など、他の単独係にも同様の争点のある事案が係属していることも多く、そのような事件の適切な審理運営や判断に役立っている。

【回答 10】

(ア) 交通集中部ということもあり、月 1 回、単独事件を持つ 3 名でランチミーティングを実施している。個別事件の悩みのほか、和解案の提示方法、訴状審査の統一化、弁護士会に訴状別紙（損害等一覧表）添付の申し入れをするなどの検討を行った。(イ) 第一回期日指定の遅れをきっかけに、書記官を交えた部内ミーティングで、訴状審査のあり方を検討し、裁判官に記録をあげる時期やチェック項目など一定の基準を確認した。

【回答 11】

通常部と専門部とを問わず、単独事件に関する意見交換は日常的に行われており、部全体のスキルアップ、審理運営の改善に貢献している。専門部では複数の裁判官が同じ論点を含む同種事案を担当していることが多いことから、上記のような意見交換は自己の事件処理に直結している。通常部でも、例えば、最近増えている不貞慰謝料請求事件について、各自の担当事件を紹介し合うことによって、慰謝料の相場観が形成され、その後の審理に役立っている。

【回答 12】

単独事件を付合議にするかどうかを裁判官全員で議論することにより、波及効果の有無等について認識を深め、その後の付合議の在り方等について各裁判官の理解が進んだ。また、右陪席の単独事件について意見交換をした後、部全体で事件を処理していく意識が高まったからか、当該右陪席が、合議事件において、より発言をするようになったと感じたこともあった。

4. 地方裁判所内部における意見交換

【回答13】

当部では昨年度から右陪席が単独事件の訴状審査をした際に部総括である当職も当該訴状の内容を確認し（定型的な訴訟を除く。）、審理の状況によっては将来合議相当事件になり得るかの見通しについて相談しているが、その際、短時間ではあるが、当該事件の争点などが話題となり、相陪席からも同種事件を処理した経験などが語られている。係属中の単独事件についても、その審理の状況が部内でよく話題になり、必要に応じて合議事件にするなど、単独事件の処理に当たっても、部の機能が活かされていると実感している。

4. 地方裁判所内部における意見交換

(地裁アンケート問 7)

庁内の他の部又は支部の裁判官と審理運営や判断の在り方について意見交換会等が開催されている場合、参加者の構成、人数、頻度、内容などを紹介してください（数が多い場合は、代表的なものを 3 つ挙げてください。）。

【回答 1】

- ①・本庁民事部の裁判官 13 名、書記官 4 名
 - ・月 1 回程度
 - ・審理運営上の各種問題（最近では合議メモの在り方、合議事件における右陪席裁判官の関与等）について検討。
- ②・本庁民事部の裁判官 10 名、書記官 5 名
 - ・不定期
 - ・各裁判官にアンケート実施したり、右・左各陪席の座談会を開催し、各部の運用状況を確認するなどして意見交換。

【回答 2】

- ①・本庁の通常事件担当の全裁判官及び各支部の裁判官 1 名ずつ
 - ・年 1 回
 - ・前回は、高裁で開催された協議会の結果報告、②の各小委員会からの報告及びこれらを踏まえた意見交換を実施。
- ②・本庁民事部の部総括 5 名、陪席 8 名、訟廷管理官
 - ・年数回程度
 - ・民事訴訟の運営等の改善を検討。3 つの小委員会を設置し、部の機能の活性化、秘匿情報の管理、要配慮者への対応について検討。

【回答 3】

- ①・所長、部総括 10 名全員、支部長 4 名全員、簡裁上席及び幹部職員約 21 名
 - ・年 3 回
 - ・支部の裁判事務（審理運営や判断の在り方含む。）及び司法行政に関し議論。
- ②・上席裁判官及び右陪席裁判官 16 名

4. 地方裁判所内部における意見交換

- ・毎月1回昼休み（昼食会）
- ・右陪席が審理運営及び判断に関し疑問や悩みを自由に議論。
- ③・右陪席裁判官16名
 - ・年4回程度
 - ・所長、部総括及び判事退官後の簡裁判事各1名ないし2名が、これまでの経験に基づく審理運営や判断の在り方について講演し、その後質疑応答。

【回答4】

- ①・部総括数名程度、右陪席5名程度、左陪席3ないし5名程度の10数名程度の分科会を3～4構成
 - ・数か月に1、2回程度
 - ・分科会ごとのテーマ（争点整理、建築関係、相続関係、合議事件の運営、合議充実方策、建築関係訴訟、債権法改正、消費者裁判手続特例法等）について研究し、結果報告。

【回答5】

- ①・部総括3名、判事6名、判事補1名、首次席及び主任書記官2名
 - ・月1～2回（別途、弁護士会委員を含めた委員会が年4回）
 - ・口頭協議の活性化、部の機能強化（合議の活性化）、長期未済対策等について議論し、方向性を検討し、様々な施策の各部や弁護士会への展開を図っている。その他、外部的視点の導入、自己の審理運営方法の相対化等の観点から、相互の「期日見学」の実施を予定。
- ②・部総括1名、判事5名
 - ・月1回程度
 - ・弁護士会と共に年3回開催する協議会（テーマは「裁判所と代理人とのコミュニケーションの在り方」等）の準備部会。
- ③・部総括、支部長
 - ・年2回
 - ・本庁における①の委員会の取組内容等を紹介。

【回答6】

- ①・地裁本庁民事通常部（非訟事件担当部を除く）の裁判官、主任書記官

4. 地方裁判所内部における意見交換

- ・年 3 回程度
- ・訴訟進行等に関し、簡単に協議できるテーマを決め、議論。

【回答 7】

- ①・庁単位のものはない。

(高裁管内では、部総括クラス、右陪席クラス、左陪席クラスの各実務協議会が毎年開催。基本的に全員参加。参加者数は、民事と刑事に分かれるので、各 5 ~ 8 名程度。)

【回答 8】

- ①・地裁民事部本庁・支部の全裁判官、オブザーバーとして高裁民事部陪席裁判官の約 25 名
- ・年 4 回
 - ・司法研修所の研究会の報告や民事訴訟の審理上の問題を出し合っての協議等。

【回答 9】

- ①・地裁本庁民事部の裁判官 15 名全員（左陪席含む）
- ・毎月 1 回
 - ・係属中の事件に関する審理運営や判断について相談を持ち寄って意見交換

【回答 10】

- ①・所長、本庁部総括（6 名）、一部の支部の支部長と部総括（各支部 1 名）の合計 11 名
- ・年 2 回
 - ・昨年は、長期未済の要因に焦点を当てて議論。
- ②・本庁民事部裁判官の任意参加（15 名前後が参加）
- ・年 2 回
 - ・長期未済の原因と対策について意見交換。
- ③・簡裁裁判官（5 名参加）及び当部裁判官（4 名）
- ・交通控訴事件や簡裁からの移送事件の増加を踏まえた意見交換。

4. 地方裁判所内部における意見交換

【回答11】

- ①・代行、上席、通常部の部総括全員
 - ・年5回程度
 - ・各種協議会の協議問題等、毎回テーマを決めて意見交換。
- ②・右陪席約40名のほか、上席、部総括数名
 - ・年1回
 - ・右陪席2名が具体的な事例を題材にした模擬弁論準備を行った上で、弁論準備手続の進め方等について討論。
- ③・高裁管内の交通部（集中）部の裁判官全員と一部の支部の裁判官各1名
 - ・年1回
 - ・交通事件の実務上の諸問題について協議。

【回答12】

- ①・民事訴訟事件を担当する本庁・支部の裁判官（所長も参加）20名前後
 - ・年1回
 - ・民事訴訟の審理運営の在り方等について、テーマ（争点整理、部の機能の活性化及び合議の充実等）を選び、全員で協議する。
- ②・本庁・支部の部総括及び支部長（所長も参加）。15名前後。
 - ・年2回
 - ・審理運営及び司法行政等について、各自が問題を提出し、全員で議論。
- ③・左陪席7、8名程度（所長と右陪席1名（非訟部）も参加。）
 - ・月1回
 - ・各部がした合議事件の判決を題材として、審理の在り方や判決の書き方等について議論。

【回答13】

- ①・所長代行者2名、裁判長6名、右陪席6名、左陪席8名、書記官8名
 - ・平成28年2月から5回
 - ・通常部の部総括に交替で参加を求めて事例検討会を実施し、各部の成功例、工夫例が紹介されている。
- ②・所長代行者1名、裁判長3名、右陪席6名、左陪席3名、書記官13名
 - ・訴訟運営に関する研究・提言、事件類型別の研究・報告等を行う。現在は、

4. 地方裁判所内部における意見交換

弁護士会有志との間の懇談会で「争点整理手続における口頭議論の活性化について」と題して民事訴訟運営のあるべきプラクティスについて懇談。

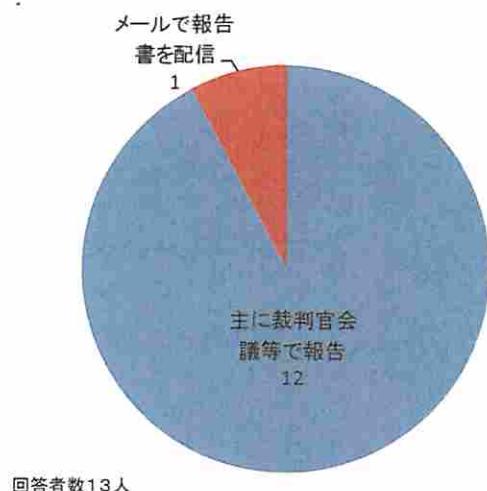
- ③・所長代行者1名、裁判長3名、右陪席6名、書記官22名
 - ・書記官に対する働きかけ、書記官が執務しやすいような環境整備、書記官がしばしば事件処理上遭遇する論点の検討等。

4. 地方裁判所内部における意見交換

(地裁アンケート問8)

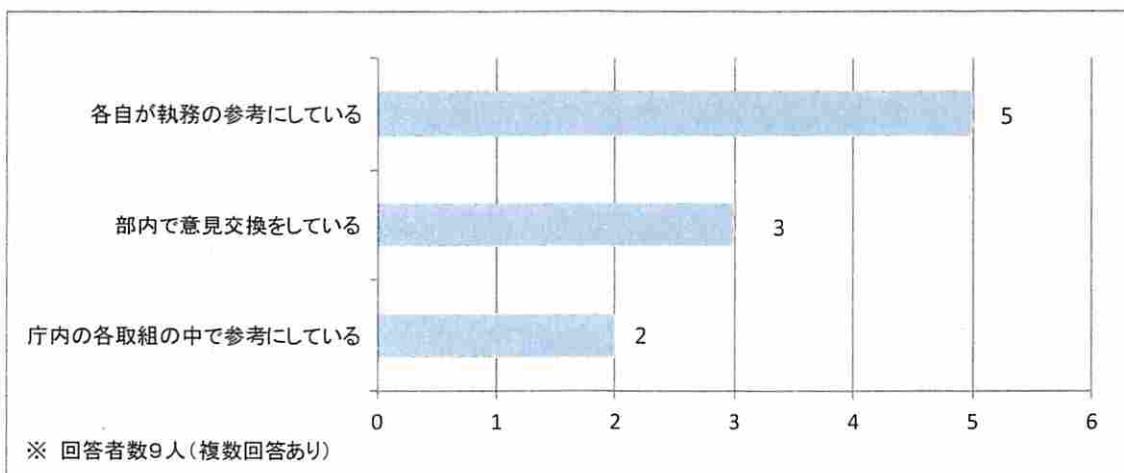
司法研修所での研究会や、各種協議会の結果について、①出席しなかった裁判官に対してどのように還元し、②その後の取組にどのように活かしているかについて、お答えください。

【グラフ4-1】①還元の方法



※ 回答の中には、裁判官会議等での報告に加え、書面の回覧、出席者から報告書データの提供を受ける、希望者に写しを提供、結果要旨が準備された段階で事務局からメール告知を行うとの回答（各1人）があった。

【グラフ4-2】②その後の取組にどう活かしているか

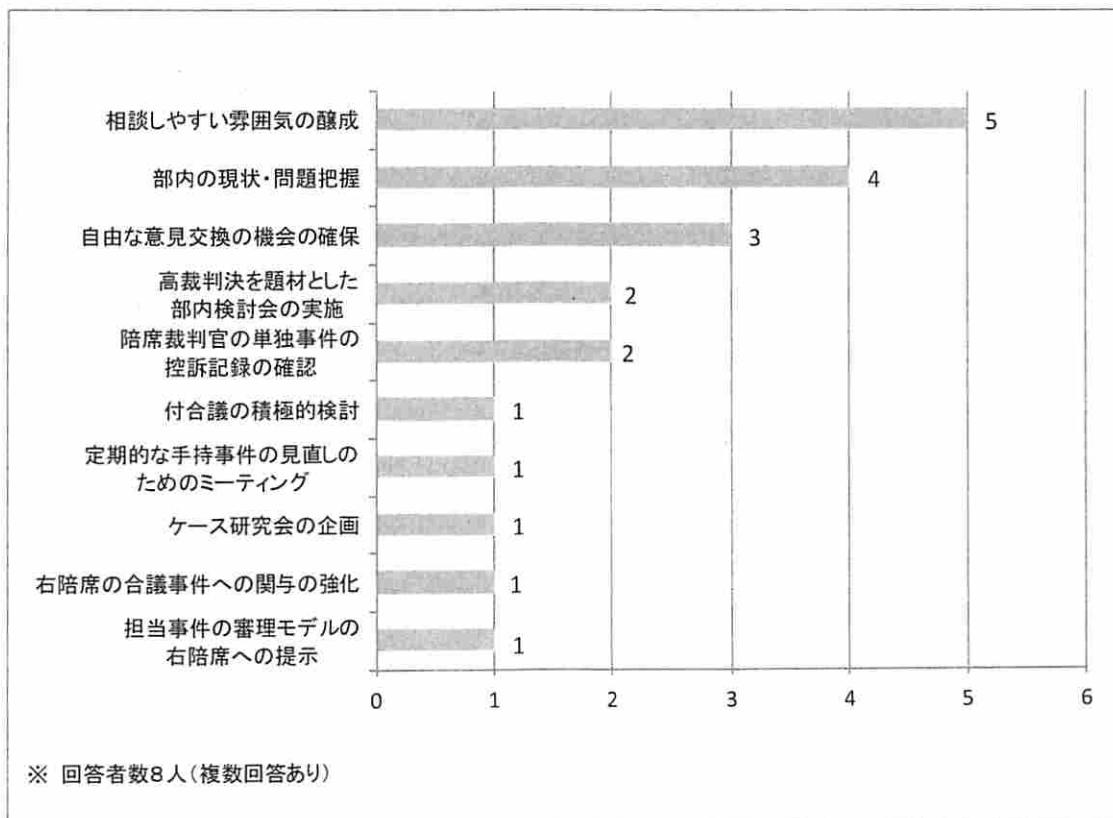


4. 地方裁判所内部における意見交換

(高裁アンケート問6)

自分が地裁の部総括裁判官であつたら、所属部の審理を客観視し、その改善を図るためにどのような取組を行つてみたいかについて、御意見をお聞かせください。

【グラフ4-3】地裁の部総括として行ってみたい取組



【回答1】

部全体の処理状況を定期的に把握すること、合議・単独事件を問わず、部内で事件処理の具体的手法につき自由に意見交換できる機会を設けることなど。

【回答2】

争点整理手続が長期化している事件、当事者の主張立証が迷走している（迷走しそうな）事件、審理の岐路においていずれを選択するかによって労力に大きな差が出る事件、判決の流れがイメージできず、そのため弁論終結までの具体的な審理イメージが湧かない事件、当事者も裁判所も手詰まりになり、次の一手が思い浮かばない事件等につき、気軽に相談できる風通しの良さを確保する。

【回答3】

4. 地方裁判所内部における意見交換

まずは、部内の事件について、訴訟進行、証拠の採否、事実認定、法律上の問題点、和解の方策等何でもいつでも気軽に相談し合える雰囲気を作りたい。

制度化した方がよければ、自由に議論できるミーティングの時間を定期的に設けて、その議論を通じて、部全体の要注意事件を把握し、付合議の要否を見極めたい。付合議にした事件については、右陪席主任事件として、その審理や判決について議論しながら進めていきたい。

【回答4】

右陪席の手持ち事件を把握し（合議事件は自分の事件として把握）、期日の前後等に審理状況について話題にするよう心掛け、右陪席が自己の審理状況を客観視できる状況を作出する。また、自分の単独事件の審理についても話題にすることで、事件について相談しやすい環境を部内で作るようになしたい。そのためには、自分としている審理（争点整理）の在り方を言語化して説明できるようにしておきたい（一定の審理モデルとして右陪席に提示することができるようになる。）。

【回答5】

単独事件を含め、当該部でした判決について還元のあったものを、部の裁判官全員で、原判決と見比べ、問題点の検討を行う検討会はぜひ実施したい。また、陪席裁判官が自発的に単独事件を処理する上で悩んでいることなどを相談できる雰囲気作りを心掛けたいとは思うが、それだけではなく、制度的にそのような相談の場を作るために、定期的な手持事件の見直しのためのミーティングを持ちたい。さらに、控訴審に記録を送付する際や、控訴審から記録が戻ってきた際は、陪席裁判官の単独事件の記録にも目を通せるような体制を作りたい。

【回答6】

高裁判決を題材とした部内での検討会はやってみたい。

【回答7】

所属部の事件の控訴事件の決裁の際などに、適宜、判決書や記録を精査するなどして、審理判断上の問題点を把握する。各裁判官が抱える単独事件の問題点や悩みなどを普段から気軽に口にできる雰囲気を作る。定期的に、各係の単独事件の一覧表を作成し、古くなっているものや進行困難な事件について、付合議を積極的に検

4. 地方裁判所内部における意見交換

討する。他部の部総括とも協力して、担当者が転出した後の確定記録を題材に、地裁裁判官によるケース研究会を企画する。

【回答8】

各種データ、合議その他の部内での議論や書記官室から得られる情報、高裁から送付される陪席裁判官の判決等から現状を多角的に把握し、問題状況を的確に把握することが重要であると思われる。

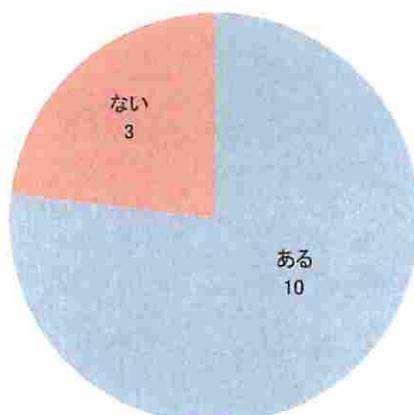
5. 弁護士会との意見交換等

5. 弁護士会との意見交換等

(地裁アンケート問9)

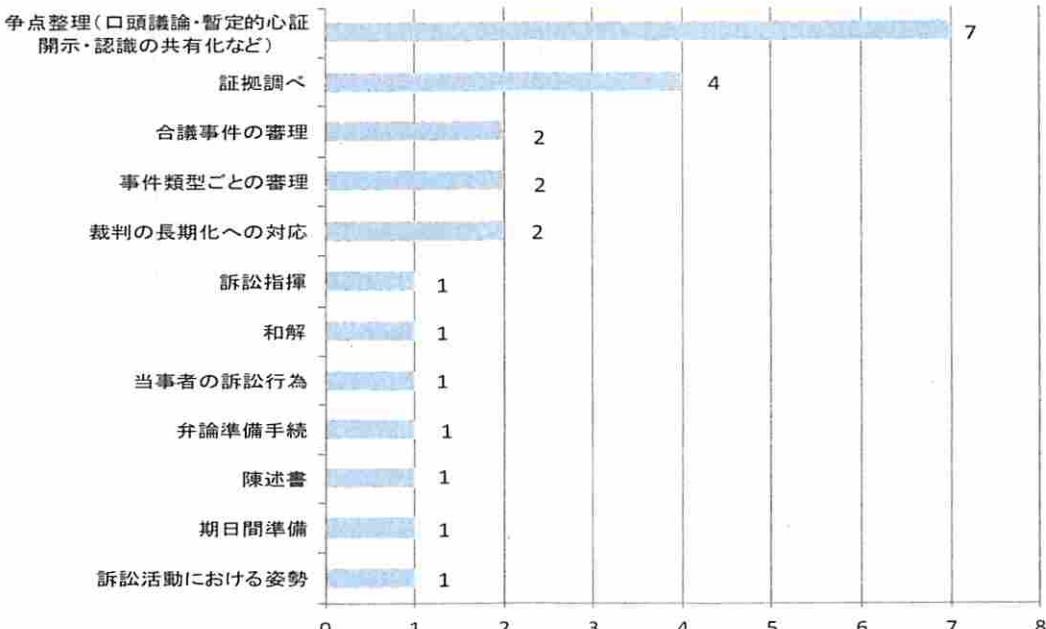
弁護士会との協議会や意見交換会等について、①外部的視点を取り入れるという観点から協議事項が設定されたことはありますか（ある場合は、具体的な協議事項をお答えください。）。また、②弁護士会との協議会等の結果を踏まえて、府内で実践された取組はありますか。

【グラフ5-1】①外部的視点を取り入れるという観点から協議事項が設定されたことがあるか。



※回答者数13人

【グラフ5-2】ある場合の具体的な協議事項（アンケートで回答のあった主な項目）



※回答者数13人(複数回答あり)

5. 弁護士会との意見交換等

実施方法についての工夫

- アンケート結果に基づき議論（3人）
- 弁護士による講演（2人）
- パネルディスカッション（1人）

② 庁内で実施された取組例（アンケートの中で回答のあったもの）

- 各自の訴訟指揮の参考に活用（4人）
- 協議結果を踏まえた研究の取りまとめ（1人）
- 弁護士会報に掲載されて、庁内で回覧し、出席者により部内で結果説明（1人）
- 協議結果を踏まえたガイドラインの策定・周知（1人）

協議事項(2) 争点整理において裁判所が果たすべき役割とそれに見合った審理の在り方

(高裁アンケート問1)

地裁で審理された事件のうち、下記の〔1〕又は〔2〕に該当する具体例を1つ紹介してください（高裁において御自身で担当した事件の第一審に限りません。）。

〔1〕争点整理の序盤から中盤にかけて、争点整理を迅速かつ適正に進めるという観点から、下記の事項について、裁判所がより主体的に関与する、あるいは、より積極的に実施することが考えられる事例（全ての事項が含まれる必要はありません。）

- ① 基本的な事実の主張、証拠の提出
- ② 中心的な争点の把握と当事者との認識の共通化
- ③ 中長期的な審理計画の立案（人証調べや和解勧試の時期、専門家の関与時期など）

〔2〕争点整理の中盤から終盤にかけて、紛争の実相に迫って実態としての紛争を解決するという観点や、手続保障を確保するという観点から、下記の事項について、裁判所の判断について意見が分かれ得る事例（全ての事項が含まれる必要はありません。）

- ① 判断に当たって必要と考えられる主張・立証の完了（文書提出命令申立て等の付隨的申立てに対する判断時期の点を含む。）
- ② 人証申出の採否
- ③ 争点整理の結果の確認（記録化の点を含む。）
- ④ 和解勧試の要否

<争点整理の序盤から中盤にかけての事例>

◎ 中心的な争点の把握と当事者との認識の共通化についての例

【事例1】

原告（遠隔地に居住している二男）が、被告（被相続人である母と同居していた長男）に対し、被相続人の死亡前後の10年間に、同人名義の預金口座から多数回にわたって出金が繰り返されていた（1回の数万円～数十万円程度であるが、合計すると数千万円程度にのぼる）ことについて、その全額を被控訴人が使い込んだものであると主張して、当該期間全体の出金額の2分の1（相続分）について、不当利得返還を求めた事案。

被告は、生前の出金については、贈与を受けた部分と被相続人の依頼により出金手続を代行して各種の支払に充てた部分がある（ただし、それぞれの金額を特定することはできない）と主張し、後者の一部を裏付けるものとして多数の領収証等を提出した。死後の出金については、葬儀費用や遺産である賃貸物件の管理費用の支

払に充てたものである（原告が負担すべき費用と相殺する）などと主張して、同様に多数の領収証等を提出した。

原告は、これに対して、生前の出金については、少なくとも死亡前数年間は認知症により意思能力がなく贈与等は無効である、死後の出金については、被告の管理費用の支出の当否を争うなどとして、同様に多数の書証の提出を行った。

【事例2】

銀行の従業員が、預金者の同意を得ないで、預金で請負工事代金の決済を行ったとして、銀行に対し、使用者責任に基づく損害賠償を求めた訴訟で、預金者の同意なく従業員が決済したかどうかが中心的な争点であるはずなのに、中心的な争点の把握と当事者との認識の共通化が不十分であったために、預金者の妻（銀行の従業員と直接のやりとりをし、上記代金決済にも同意していた。）に預金者のために表見代理が成立するかが争点であるとする銀行側の主張にひきずられ、これを中心的な争点とした上、預金者本人は上記代金決済に同意していないとしても、銀行の授業員には妻が代理人として同意したと信じるに足りる正当な事由があり、また、銀行の従業員が上記代金決済をしたことについて故意・過失もないとして、預金者の請求を全て棄却した事例があった。

預金者が上記代金決済に同意していなかった場合に、表見代理の法理により（又は故意・過失がないとして）請求を全て棄却するのは事案としてかなり無理があり、預金者が上記代金決済に同意していたか否かを中心的な争点として審理を尽くし、仮に同意の事実が認定できないとすれば、過失相殺を争点として審理・判断すべき事案であったと思われる（原審は、本来の中心的な争点である預金者の同意の有無についての事実認定をやや安易に回避した印象がある。なお、控訴審は、預金者の同意の事実を認定して、預金者の控訴を棄却した。）。

事案の概要は、以下のとおりである。

- (1) Xは、土地購入資金500万円を含む自宅新築資金1400万円をY銀行から借り入れ（銀行側の担当者はB）、同借入れに際しては、Xの妻であるAが金銭消費貸借契約へのXの署名・押印をした。
- (2) Xは、自宅新築工事を建築業者であるCに請け負わせることとしていたところ、Cは、請負契約締結時に900万円を支払う旨が記載された工事請負契約書（同契約書の作成経緯には争いがある。）をBに提出し、BはAに支払の可否を確認した上、上記借入金から土地購入代金500万円及び請負代金900万円を支払

った。

しかし、Cは工事に着工せず、倒産した。

【事例3】

被控訴人（会社）の元従業員である控訴人が被控訴人に対し、不法行為に基づく損害賠償（慰謝料250万円、弁護士費用20万円）及び遅延損害金の支払を請求した事案。

控訴人は、被控訴人在職中、係長から平社員に降格されており、この処分が不法行為に該当する旨主張し、被控訴人はこれを否定して争った。

事案の背景事情として、控訴人会社には労使協調路線の労働組合があり、控訴人はその路線に反対の立場から組合役員選挙に立候補したが落選したこと、その後に組合役員らと控訴人との間に感情的に深刻な対立があり、控訴人は組合役員落選後、精神的に疲弊して係長から係長補佐への降格願いを会社に提出したこと（その後にこれを撤回する意思表示をしたかどうかは争いがある。）、本件提訴に先立ち、控訴人が被控訴人を相手方として、不当労働行為（組合役員選挙への立候補という正当な組合活動に対する不利益取扱いであり、かつ、労働組合に対する支配介入であるから、労働組合法7条1号、3号の不当労働行為に該当するというもの）を理由として労働局にあっせんの申立てをしており、紛争調整委員会によってあっせんが打ち切られたこと等の事情があった。

本件の本来の中心的争点は、被控訴人が控訴人を係長から平社員に降格した処分が人事権の濫用として違法なものであったかという点にあり、処分を受けた労働者である控訴人がまず自己の考える違法事由を主張するのが通常であるとはいえ、降格処分は使用者が何らかの理由に基づいて行うものである以上、その理由や正当性を使用者である控訴人が主張立証すべきであって、審理や判断もそのような観点から行われるべきものと考えられる。

しかしながら、原審における争点整理は、そのような観点からなされず、被控訴人の控訴人に対する降格処分が不当労働行為（正当な組合活動に対する不利益取扱い、労働組合に対する支配介入）に該当するものであるか、控訴人の降格願いはその真意に基づくものであるか否か、撤回の意思表示が有効になされたか否か、という点に終始し、降格処分の法的性質を含む実体が不明のまま、降格処分の理由の正当性や処分内容の相当性に関すると思われる、降格処分による控訴人の具体的職務内容の変動、後任係長又は係長補佐人事の有無、係長に対する役職手当の有無及び

降格処分後の賃金の変動等について主張立証もなされず、役職規定や賃金規定等の基本的な書証の提出もなされていなかった。

このような中心的争点の修正や必要な主張立証の促しは、争点整理の序盤から中盤までに裁判所が主導してなされるべきでなかつたかと思われた。

【事例4】

亡甲の相続人である原告が、亡甲の内縁の妻であった被告は亡甲所有の土地をその生前に無断で売却して代金を費消したと主張して、被告に対し、不当利得返還請求をした事案である。原告は、Ⓐ亡甲は、認知症であり、売買契約及び代金受領の権限を被告に付与する能力はなかつたから、土地の売買契約は無権代理であり、無効であるなどと主張する一方、Ⓑ買主との間では土地の売買契約の効力を否定する予定はないと主張していた。

第1審は、原告のⒶの主張を取り上げて、土地の売買契約は無権代理であり、無効であるから、その効果は原告に及ばず、原告はそもそも売買代金を取得する地位にないから、不当利得は成立しないとして請求を棄却した。

しかし、原告は、買主に対して土地の売買契約の効力を否定して土地を取り戻すことは考えておらず、被告が売買代金を私的なことに費消したことを問題としている旨の控訴理由書を提出し、売買契約の無効の主張が撤回され、専ら売買代金の費消の不当利得性（私的なものか亡甲のためのものか）について審理が行われた。

上記事件は、第1審における主たる争点の把握と、紛争の実態に照らした当事者の真の意図が食い違っていたため、敗訴当事者（原告）が判決結果に不服を持ち、控訴したものである。原告がⒶのとおり主張していたとしても、Ⓑのようにも主張していたのであり、裁判所としては、結局原告が裁判所に対し何を判断してもらいたいと考えているのか、Ⓐの主張が認められた場合の帰結について、当事者としつかりと議論をし、紛争を解決するために何を判断すべきなのかを確定していく作業が必要であった。

＜争点整理の中盤から終盤にかけての事例＞

◎ 争点整理の中盤から終盤の全体についての例

【事例A】

A（父）の相続人であるX（二女）が、同じく相続人であるY1（長女）・Y2（三女）に対し、Yらが、共同してAの預貯金を無断で払い戻して不法に領得し、また、

Aのカードを無断で使用して不法の利益を得たことにより、Aが合計1500万円の損害を被ったと主張して、不法行為に基づき、法定相続分（3分の1）に相当する損害賠償金500万円とその遅延損害金の支払を求めた事案。

主な争点は、Yらによる預貯金の引出し等が、平成20年3月から平成24年12月まで行われたが、その間、Aに判断能力があったのか、仮に、判断能力があつたとしても、Aの承諾を得ていたのか、預貯金の払戻金等は、Aの日常生活に必要な経費等に費消されたのか、この場合、不法行為の違法性は阻却されるかなど。

①（判断に当たって必要と考えられる主張・立証の完了について）Aは、平成18年に、入院先で軽度認知症の診断を受け、平成19年には脳梗塞により、平成22年には歩行不能によりそれぞれ緊急入院し、平成23年3月から在宅医療を受け、平成24年11月には肺炎により入院し、平成25年1月に老健施設で死亡した。Aの判断能力の有無を判断する上で、文書送付嘱託の対象となるのは、平成20年3月以降の医療記録のみか、それより以前の医療記録も含まれるか（保存期間の問題もある）。

①（判断に当たって必要と考えられる主張・立証の完了について）Yらは、A名義の預貯金の払戻金を自己のために費消していないと主張するが、Xから、Y1・Y2名義の預貯金口座を全て開示するよう求められてもその任意開示には応じない。Xから文書提出命令の申立てがあった場合にこれを採用すべきか。

②（人証申出の採否について）Yらは、平成24年11月にAが入院するまで「自己の意思表示は可能であり判断能力の欠如もありません」という在宅医療を担当した医師の意見書を提出したが、上記医師は証人尋問には応じないという。仮に、上記医師の尋問の申請があれば採用すべきか。このほか、Aの判断能力の有無を判断するに当たり、主治医等の尋問の申請があれば、採用すべきか。

③（争点整理の結果の確認（記録化の点を含む。）について）預貯金の引出し等は、平成20年3月から平成24年12月までの間に複数回にわたって行われているが、Yらは、各払戻金等の使途につき領収証等の証拠を提出して反論している。これらの主張は、それぞれ一覧表にまとめるなどして争点整理の結果を確認しておく必要があるか。

④（和解勧試の要否について）本件は、親族間の紛争であり、和解勧試が相當である。その時期は、人証を実施する前か、後か。和解勧試を人証前にするととも、本人を同行してもらい、裁判所が本人から事実上話を聞いた上で和解解決に向けた説得をするのは相当といえるか。

◎ 判断に当たって必要と考えられる主張・立証の完了についての例

【事例B】

患者の相続人である1審原告が、患者は、1審被告の開設する病院に連日救急搬送されたところ、脳梗塞発症に至る可能性の高い一過性脳虚血発作（以下「TIA」という。）を疑うべき症状であったにもかかわらず、同病院の医師らが、これを疑わず、てんかんと誤診した等の注意義務違反により、患者の脳梗塞の発症を防ぐことができなかつたなどとして、1審被告に対し、不法行為（使用者責任）又は診療契約上の債務不履行に基づき、慰謝料等の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案。

証拠上、同病院の医師には、患者の救急搬送後の診察時に、前日帰宅後の患者の状況や症状の推移を遗漏なく問診し、前日帰宅後に生じた症状も踏まえて、TIA、脳梗塞を疑い、その診断のためにMRI等の検査を実施し治療を開始すべきであつたのにこれを怠った注意義務違反があると考えられたが、発症時期との関係で脳梗塞の発症を回避し得た高度の蓋然性があつたとは認められず、上記注意義務を尽くした場合でも、治療が奏効したこと、患者に後遺障害が残存せず、又は実際に生じた後遺障害よりも程度が軽減されたとの高度の蓋然性があつたとまでは認められず、医師の注意義務違反と患者の脳梗塞の発症及び残存した後遺障害との間に因果関係があるとまでは認められないと考えられた。このような場合に、期待権侵害による損害賠償請求であれば請求認容の可能性があるとして、1審原告に対して積極的な釈明をすべきであったかが問題となつた。本件では、当審において釈明をした結果、予備的請求が追加され、判決では予備的請求を認容した。

【事例C】

関連会社の株式取得代金が同社の粉飾決算を看過して高額に算定されて会社に損害が生じたことを理由とする株主代表訴訟における損害賠償請求の間接事実である関連会社の粉飾決算の事実を推認させるような事実があるかどうかを確かめるための1審原告ら（株主）の求釈明に1審被告（取締役）及び1審被告補助参加人（株式会社）が任意に応じない場合の対応が問題となつた事例があつた。1審原告らの原審での求釈明を模索的とみるべきかどうか（控訴審では調査嘱託を採用したが、任意提出された。）。

◎ 人証申出の採否についての例

【事例D】

離婚した夫婦間で財産分与の協議が整っていたか否かが争点となった事案で、文書はないが、話し合いの席上に、双方が一人ずつ立会人を付けていた。原審は、本人尋問のみを実施し、その立会人の人証申請を却下し、原告本人の陳述や、原告側立会人の陳述書だけでは信用できないとして、財産分与の合意があったことを前提とする原告の請求を棄却した。

地裁裁判官と意見交換すると、「双方の言い分が全く相反し、文書（書証）のない事件では、人証など聴いても、それぞれが双方に都合のよいことを言うだけであるから採用しない。」という意見は、一審裁判官側から結構述べられる。8割の事件はそのとおりかもしれないが、残りの2割の事件に当たらないことを人証調べで確かめる必要はないだろうか。上記の事例では、高裁で立会人2名を尋問したところ、被告側の立会人の供述は支離滅裂、四苦八苦の内容であり、原告側証人が真実を述べていることが明らかという心証がとれる事案であった。

【事例E】

金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求事件で、原告（兄）は、出世払い（資力が回復したら返す）の約定で100万円を被告（弟）に貸し渡したところ、被告の資力が回復し返済期限が到来したと主張して提訴した事案である。

被告は、原告の主張時期より前に資力は既に回復していた（しかし、原告にはその事実を告げなかった。）と主張して消滅時効を援用した。

原告は、消滅時効の援用は権利の濫用と主張し、その間接事実として、上記100万円の貸付けのほかに、被告には様々な資金援助（贈与）をしてきたと主張した。

上記事例において、権利の濫用を支える間接事実として、何をどの程度主張させ、被告の認否反論を求めるか、人証の取り調べをどの範囲で行うかについて、裁判所の判断について意見が分かれ得る。ちなみに、原審は、上記間接事実を具体的に摘示させないまま、本人尋問も行わずに請求を棄却した。

◎ 争点整理の結果の確認（記録化の点を含む。）についての例

【事例F】

(1) 事案の概要と争点

ア 原告会社が、被告会社に対し、事業収入の支払を求めたところ、被告会社

が、原告会社が元の事業主であることを認めながら、経営権が第三者たるA（補助参加人）に譲渡された（本件譲渡）として、事業収入の支払を拒んだ事案である（他の争点は略）。

イ　原告は本件譲渡契約を否認し、本件譲渡を証する書証として被告が提出した原告会社代表者の代表者印が押印されている「経営権譲渡契約書」につき、印影が原告の代表者印によって顕出されたものであることは認めながら、原告会社の意思に基づき顕出されたことは否認した。また、補助参加人からは本件譲渡代金である2500万円の授受を証する「領収書」の原本が提出されたが、これの成立についての意見は述べられていない。

ウ　B及びCの各陳述書によると、原告会社の実質的なオーナーはCであり、本件譲渡契約締結時に原告会社の代表者であったBはCが経営する他の法人の従業員であり、AもCが設立したまた別の会社の従業員である。

エ　B及びAの各証人尋問において、Bは、「本件譲渡の対価である2500万円を見ていないし、原告会社の口座に振り込まれたことも確認していないし、所管庁にも報告していない。」旨証言し、Aは、「2500万円のうちはつきりしないが1000万円は手持ちがあり、銀行に数百万円があり、足りない分は友人から借りた」、「現在は補助参加人代理人弁護士の事務所で事務員をしているがその収入は月額10数万円であり、15年前には自宅マンションを購入し、住宅ローンの総額は1750万円である」旨を証言した。

オ　原告は、弁論終結時に陳述された最終準備書面において、「経営権譲渡は、書面上の形式的なものにすぎないから存在しない。」と主張した。

(2) 原判決

ア　原判決の説示

原審は、上記オの最終準備書面を陳述させてそのまま弁論を終結し、原判決には、「①真正に成立した(1)イの譲渡契約書に経営権を譲渡する意思表示が明確に示されており、②同じく真正に成立したものと認められる類型的信用文書である領収書には、補助参加人が原告会社に対し2500万円を支払ったことが明確に記載されていること、③少なくとも原告会社代表者が交替するまでの間、本件経営譲渡契約の解除を主張したことがあったとは認められないこと、④原告会社と補助参加人との間において、本件経営譲渡契約を仮装しなければならない動機があったとの主張立証は何らなされていないことから、経営権の譲渡は優に認められる。」と説示されている。

イ このような場合において、原告に対し、上記最終準備書面における主張が、虚偽表示の抗弁か否かにつき釈明を求めることによりこれを明確にし、虚偽表示であると主張したなら被告にこれの認否反論をさせるべきか、あるいは、本件原審と同様の訴訟指揮の下に判断を下すべきか。原審のような訴訟指揮の下にア④の説示をすべきか否か。」

◎ 和解勧試の要否についての例

【事例G】

プロパンガス業者と賃貸住宅のオーナーとの間で、ガス供給設備を無償供与している業者が、他の業者に乗り換える行為をしたオーナーを訴えた事件があった。業者側が、オーナー側には「自分と賃借人との間のガス供給契約を締結させる義務があるのにこれに反した」という無理な主張をして過大な賠償を求めた事件で、原審は、紛争の実情には切り込みず、無理な主張を維持させたまま、無理な点を判決で手短に指摘して請求を棄却した。

しかし、被告オーナー側も、業者を切り替えるには、原告業者が無償供与していた設備の買取り等につき、解決しなければならないと考えていた。控訴審で、その方向で和解勧告したところ、すぐに成立した。

(地裁アンケート問1)

地裁で審理された事件のうち、下記の〔1〕又は〔2〕に該当する具体例を1つ紹介してください（御自身で担当した事件の第一審に限りません。）。

〔1〕争点整理の序盤から中盤にかけて、争点整理を迅速かつ適正に進めるという観点から、下記の事項について、裁判所がより主体的に関与する、あるいは、より積極的に実施することが考えられた事例（全ての事項が含まれる必要はありません。）

- ① 基本的な事実の主張、証拠の提出
- ② 中心的な争点の把握と当事者との認識の共通化
- ③ 中長期的な審理計画の立案（人証調べや和解勧試の時期、専門家の関与時期など）

〔2〕争点整理の中盤から終盤にかけて、紛争の実相に迫って実態としての紛争を解決するという観点や、手続保障を確保するという観点から、下記の事項について、その後の控訴審での審理経過等も考慮すると、一番裁判所が別の判断を行うことも考えられた事例（全ての事項が含まれる必要はありません。）

- ① 判断に当たって必要と考えられる主張・立証の完了（文書提出命令申立て等の付隨的申立てに対する判断時期の点を含む。）
- ② 人証申出の採否
- ③ 争点整理の結果の確認（記録化の点を含む。）
- ④ 和解勧試の要否

<争点整理の序盤から中盤にかけての事例>

◎ 基本的な事実の主張、証拠の提出についての例

【事例1】

土地の売主である原告が買主である被告に対し、被告が売買の対象となった土地の範囲を超えて、隣接する原告所有地まで占有使用していると主張して、所有権に基づき、売買対象外の土地上に被告が建築した建物を収去して同土地を明け渡すよう求めたところ、被告は、売買の対象として、現地で原告から指示された範囲は、現在使用している部分であるとして、その全体が売買の対象であると主張して争った。

当初、被告は本人訴訟であり、原告代理人も原告本人の起案した書面をそのまま提出するような訴訟活動であった。売買契約締結交渉の経緯、現地での指示説明の状況等に関し、基本的な事実関係を主張するよう釈明を繰り返したが、裁判所が求めるような主張書面はなかなか提出されなかった。基本的事実関係を把握できていない段階では、裁判所から適確な釈明をすることが難しい。また、周辺の地番の配置に関する主張まで大きく食い違っており、専門委員を関与させて、公図から合理的と考えられる地番配置を地図上に示してもらい、ようやく議論の土台ができた。陳述書を提出させても、なかなか思ったように間接事実が出ないので、なし崩し的

に本人尋問に入った。しかし、尋問では、突っ込み不足の部分も出た。

振り返って考えると、争点整理の序盤の段階で、弁論準備の時間を長めに確保しておき、裁判所から本人に直接質問し、口頭議論を通じて間接事実の整理を進める方法をとった方がよかつたのではないかと思う。

【事例2】

3棟の建物の賃貸借契約終了後の原状回復費用請求訴訟において、訴状では原状回復工事の具体的な内容が主張されていなかった。そこで、総論として原状回復義務の範囲に関する契約内容について主張立証を行わせるのと並行して、原告に対し、一覧表の形式により具体的な原状回復工事の内容を主張させ、それに対する被告の認否及び一覧表への記入、否認された部分に関する証拠の提出を裁判所主導で行わせた。

◎ 中心的な争点の把握と当事者との認識の共通化についての例

【事例3】

原告は、交通事故の被害に遭ってから症状固定に至るまで治療を10年以上続けており、その治療期間中に2度目の交通事故の被害に遭ったとして、各加害車両の運転手2名を被告として提起した損害賠償請求訴訟があった。原告代理人は、訴状とともに555号証もの書証を提出しながら、請求原因事実に書証を引用していなかった。また、原告は治療期間中に併行して複数の病院を受診していたが、訴状には、病院名とそこで付けられた傷病名が記載してあるだけで、各事故後に原告にどのような症状が現れ、各病院でどの症状のためのどのような治療を受けていたのかについての記載が全くなかった。第2回口頭弁論期日前に提出された被告らの準備書面（実質的な答弁が記載されたもの）をみると、治療の必要性や症状固定時期を争うことがわかつた。

そこで、裁判所は、第2回口頭弁論期日において、原告に対し、時系列順に、治療を受けた病院と治療内容、原告の症状の経過、裏付け書証を一覧表に整理するよう求め、そのためのモデル書式を作成して、そのファイルを原告に提供した。被告らに対しては、原告が記入した後、一覧表の被告欄に反論と証拠を記載するよう求めた。次回以降の期日は、主張と証拠を実質的に整理するため、弁論準備手続に付した。

このようにした理由は、裁判所が、原告のあいまいな主張と大量の書証を放置し、

証拠と主張事実との対応関係が明確にならないまま、双方に準備書面でのやり取りを求めるような訴訟指揮で流してしまうと、早晚審理をコントロールできなくなる事態に陥ることが懸念されたからである。

【事例4】

- ・ 事案 請負代金等請求事件。原告が被告から被告の自宅の改修工事を680万円で請負い（代金支払は着工時に半金、完成引渡時に半金）、工事に着工し、代金の半金340万円の支払を受けたが、当初予定した工事の途中で工事は中断（工事続行を拒否したのが原告であるか被告であるかに争いがある）。被告は残工事は別業者に依頼して行った。
- ・ 当事者の主張 原告は、請負代金又は不当利得返還請求として、本来の請負代金の残額340万円及び追加工事代金530万円の合計870万円を請求。被告は、①工事続行を拒否したのは原告であることを主張するとともに、②追加変更工事の合意を争い、③残工事を依頼した別業者に支払った工事代金・工期が延びたことによる損害等との相殺を主張。
- ・ 経過 右陪席の単独事件として、訴訟物やそれぞれの主張の法律構成が明確にならないまま、和解協議に入るなどしているうちに（途中で裁判官の異動もあり）、2年が経過し、付合議。付合議段階で、①未施工部分があるのに本工事代金全部を請求する法律構成が明確になっておらず（一応の完成引渡があれば、未施工部分は瑕疵修補に代わる損害賠償請求との相殺の問題で処理が可能、そうでなければ民536Ⅱの危険負担の問題となりそうだが、完成引渡に関する当事者の主張も明確でない）、②追加変更に関する合意について、時期や内容の特定がなされておらず、認否もどこを争う趣旨なのか不明確で、③不当利得返還請求の予備的な訴訟物を設定する意味がない（原告は、追加変更合意が特定できないから不当利得と言いたいようだが、不当利得に関しても少なくとも施主の了承を得て工事した事実についての主張立証は必要）などの問題が積み残されたまま、当事者がかみ合わない些末な事実主張（ないし相手方の主張に対する反論）を繰り返していた。
- ・ 建築訴訟であるから、多くの文献で指摘されているとおり、審理の冒頭で双方に手持ちの書証のチェックリストを提出させ、契約の時期や完成引渡の有無等に関する主張を明確にさせて、双方の法律構成をかみ合わせるように促し、その上で瑕疵一覧表と追加工事一覧表を作成させて裏付け書証も提出させ、それが出た

段階で専門家に関与してもらって中心的な争点を絞り込んで調停に入るか判決に向かうべきであり、そのような進行予定について早期に当事者に伝えて準備をさせるべきであった（付合議後はそれを行っている）。

【事例5】

立場の異なる被告が複数おり、被告ごとに請求原因が異なり、事実経過の細かい部分についても多数の争点のある損害賠償請求訴訟において、一方当事者が書面を提出すると、それに反応して他方当事者が反論の書面を提出するということが繰り返されていたため、事件を引き継いだ段階（弁論準備手続の中盤段階）では主張が錯綜していて、中心的争点や細かい争点の全体の中での位置付けがよく分からなくなっていた。そこで、いったん裁判所において主張を整理すると告げて、その段階での主張整理案を作成し、裁判所の現時点での理解を示すものとして当事者に提示し、裁判所の理解が間違っていないかどうか確認を求めるとともに、主張の趣旨が不明な点や証拠が不足していると思われる点について求釈明を行った。その後、当事者から求釈明に対する回答や書証の追加提出がされ、これらを踏まえて裁判所から主張整理案の訂正版を示すことによって、中心的争点や細かい争点の全体の中での位置付けについて認識を共通にすることができ、裁判所も当事者も安心して証拠調べに進むことができた。証拠調べ後の和解は決裂し、判決に至ったが、いずれの当事者からも控訴されずに確定した。

争点が一つや二つ程度の事件であれば、中心的な争点を口頭で確認することによって、当事者との認識の共有を図ることが可能であると思われるが、請求が複数あったり、立場の異なる被告が複数いたり、間接事実としての事実経過の細かい部分に争いがあるなどして、主張が錯綜し、何が中心的争点なのかが見えにくくなっている事案では、たとえ主張整理案の作成に多少時間を要したとしても、裁判所から主張整理案を示す方法で当事者との認識の共有を図ることが、結果としては長期化の防止につながるように思われる。

◎ 中長期的な審理計画の立案（人証調べや和解勧試の時期、専門家の関与時期など）についての例

【事例6】

社会福祉法人である原告が、空調機器設備業者である被告に対し、原告が運営する社会福祉施設に被告が設置した空調機器では適切な室温を保てないので、被告の

設置工事に瑕疵があると主張して、これによって生じた損害賠償を求めている事例である。

上記の事例においては、契約の範囲（問題となる工事は契約の範囲外か否か）や瑕疵の存否（室温は不適切なものか、その原因は工事にあるのか、原告の空調機器の運用にあるのかなど）及び損害額などが争点になった。裁判所は、契約締結の経緯や工事施工の状況（契約の範囲）、設置された空調機器の性能や施設の室温の状況（瑕疵の存否）、その後の当事者間の交渉など争点に関する多岐の事項について、当事者が主張及び立証するのに任せ、しかも、その内容が専門的なものに関わることから、専門的な内容はもちろん、争点自体を認識することが著しく困難となった。そこで、裁判所は、専門的知見を補うとともに、争点を整理するために、空調機器の専門家を専門委員に選任したものの、既に専門委員に説明を求めるべき事項を検討すること自体に困難を生じていたため、当事者及び専門員とともに多大な時間かけて（現地調査や1時間以上をかける弁論準備手続を多数回開催）、争点の整理及び争点に対する判断に必要な知見を得るために努力を要することになった。

専門的な知見が問題となる上記のような事案においては、争点整理をすること自体に専門的知見が必要となることが多いので、専門家を争点整理の早期の段階から関与させることが有益である。上記の事案において、裁判所は、争点整理の早期に専門委員を選任しておけば、専門家の助力を得て、当事者に主張及び立証を行わせることにより、必要な専門的な知見を得ながら、争点を整理することができたのではないかと考えられた。

【事例 7】

被告から観音竹栽培用の土壌を購入した原告が、被告に対し、上記土壌で栽培した観音竹に生育不良や根焼けの被害が発生したとして、債務不履行に基づく損害賠償として4896万7329円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案。

4回の期日を経たところから、当職が関与したが、既に当事者双方から複数の詳細な準備書面が提出され、観音竹に被害が生じたのは、肥料成分（特にカリ、塩素等）の摂取過多によるものでないかという点については、当事者の考えは一致しているものの、その原因について、原告は本件土壌に過度の肥料成分が含まれていたと主張し、被告は原告が散布した液肥により肥料成分の摂取過多が生じたと主張していた。当事者双方からは本件土壌に関する複数の検査結果が書証として提出されていたが、検査方法などの違いにより各検査の数値を単純に比較することができず

(乾物値と現物値、パーセント表示と量的表示などが混在)、ある検査により得られた同一の数値についても、原告が信じられない値と主張するのに対し、被告は何の問題もない数値と主張するなどその評価も分かれていた。検査結果に対する主張も咬み合わず、次第に、本件については、土壤の各成分値の評価やその数値が植物生育に及ぼす影響など、土壤及び植物栽培の専門的知見が不可欠であるとの認識が三者で共有されるところとなり、裁判所主導で専門委員を選任した。(人選の困難さもあり、翌年8月に決定)※専門委員関与に至るまでに提訴から約2年を要したこととなる。引継ぎ後、検査数値の統一、争点把握に努めたが、専門家の助力がないと難しいと気付くまでに約半年を要しており、もう少し早い時期に専門家の関与を推し進めるべきであった。ただ、建築、医療という典型的分野ではなく、自力で専門委員を探さなければならなかつたことが、障壁となっていた感もある。

ここからようやく審理が軌道に乗り、言葉の定義を巡る混乱が収まり、原因論に関する主張も確定された。(最終的に原告は、本件被害の発生原因是、家畜ふん堆肥等の肥料濃度及び重金属濃度の極めて高い異物の混入、産業廃棄物の混入であるとした。)一方で、専門委員の専門的知見から新たな損害論の争点も明らかになった(観音竹は、株分けの方法でしか増やせないので、被害発生前の株数に戻すには相当長期間を要する。)。12月には、現地での進行協議期日を持ち、翌年5月からは、異動期を見越し12月までに弁論を終結させることを三者で確認して、ほぼ1か月に1回のペースで3期日分を予め指定することとした。夏には11月の証拠調期日も確定し、10月、予め裁判所から送付した主張整理案に沿って争点整理を終え、弁論準備手続を終結した。※なお、本件は、11月の証拠調後、終結予定の口頭弁論期日を定めつつ和解手続に入り、翌年2月に和解が成立した。

【事例8】

もと山林であった土地の境界確定事件において、係争地周辺が既に造成されていて元の地形が残っていない上、境界標等の痕跡もなく、境界の判断が非常に困難であった。当事者双方は、知識不足もあって、公図、字限図、航空写真等の証拠しか提出していなかった。そこで、このような土地について境界に関して他にどのような資料があり得るのか、どのような点を調査したら山林の境界の判断に有益なのか等について専門的知見を得て、裁判所から当事者双方に対して積極的に主張立証を促し、審理を進行させるために、訴え提起から1年余りが経過した段階で専門委員(土地家屋調査士)を選任した。その後、専門委員から上記の点等について専門的

知見を示してもらい、裁判所から当事者双方に対して主張立証を促すことで審理を進めているが、相当の時間を要している。もっと早い段階で専門委員の関与を得て、裁判所が当事者に対して積極的に主張立証を促していれば、審理の長期化を抑えることができたと考えられる。

【事例9】

システム開発関係事件（ベンダーがユーザーに対して損害賠償を請求している事案）において、答弁書が提出された段階で、要件定義を無償で行う合意の成否及びその内容、ベンダーが要件定義の範囲を超えて開発を行ったか等が問題になることが判明し、請負契約の成立が不明確な段階で要件定義のみを無償で行うことがあるのか、成果物が要件定義の範囲内かどうかをどのように判断するのか等について、専門委員の関与が必要であると判断した。そこで、第1回口頭弁論期日において、裁判所からその旨を当事者双方に伝え、当事者双方との間で、まず当事者双方が事実経過に関する主張の対比表を作成した上で、どのような点について専門委員の専門的知見を求めるかについて協議し、早期に専門委員を選任するという審理計画を立てた。現在、専門委員を選任する前の準備作業の最終段階にある。

上記のように、専門家の関与が必要な事件では、できるだけ早期にその必要性と関与方法（鑑定か、専門委員か、調停か）を確定させる必要があり、この判断が遅れると審理の長期化を招くようと思われる。

＜争点整理の中盤から終盤にかけての事例＞

◎ 判断に当たって必要と考えられる主張・立証の完了についての例

【事例A】

原告が被告に対し、原被告間で発生した交通事故に関し、被告は負傷しておらず人的損害は発生していないと主張して債務不存在確認訴訟を提起したところ、被告が損害賠償請求の反訴を提起し、本訴は取下げとなった。反訴原告は本人訴訟で、書証の提出は促したもの、十分な書証の提出はなく、反訴被告も若干の定型的な書証を提出したのみであった。反訴原告の本人尋問を実施した後、双方他に主張立証はないとのことであったのでその旨弁論調書に記載して弁論を終結し、少額ながら反訴請求を一部認容した。反訴被告はこれを不服として控訴し、控訴審では多数の書証を提出し、控訴審で原判決変更となった（ただし、請求棄却には至らず、減額した上で一部認容であった。）。控訴審で追加提出された書証が原審段階で提出

されていたとすれば、原審でも控訴審同様の判決がされた可能性が高く、そうであれば、控訴審での審理の負担は軽減されたであろうし、反訴被告提出の証拠も踏まえた判断であれば、反訴被告が控訴を断念した可能性もある。反訴被告は、楽観的な見通しのもとに熱心な訴訟活動をしていない様子はうかがわれたので、原審でより実質的な書証の提出を促すなどの配慮があつてもよかつたと思われた。

【事例B】

遺留分減殺請求等の事件において、尋問終了後、最終準備書面陳述のための口頭弁論期日（終結予定）までの間に、原告が実質的には被相続人の遺産の一部であると主張する土地（以下「本件土地」という。）について、原告から私的鑑定書が提出された事例。

本件土地には、被告名義の売買を原因とする所有権移転登記がされているが、原告は、本件土地は、実質的には、被相続人（原、被告の父）の遺産であり、そうでないとしても、被告が被相続人から生計の資本として生前贈与を受けたものであり、特別受益の対象に当たる旨主張し、これに対し、被告は、自己の資金で購入したものであると主張した。

被告から、原告の私的鑑定書は、時機に後れた攻撃防御方法として却下すべきであるとの申立てがあり、これに対し、原告から、私的鑑定は、路線価のみによる評価よりも精度が高いなどの主張がされたが、原判決の中でこれを却下する判断をした（その際、本件土地は、被相続人の遺産ではなく、被告が被相続人から生前贈与を受けたものであり、特別受益の対象に当たるとの判断をした。）。

1審における審理経過として、原告は、訴え提起時に路線価（土地の形状などに応じた調整計算をしていないもの。以下同じ。）に基づいて本件土地を含む土地の評価を主張し、その後、被告が価額弁償の抗弁（本件土地については仮定的な抗弁）を提出するとともに、最新の路線価に基づいて価額弁償の具体的な金額を主張したが、これに対して、原告から本件土地の評価について何ら反論はなかつたし、私的鑑定の予定があるとの話もなかつた。争点は、本件土地の遺産該当性ないし特別受益該当性以外にも、被相続人名義の土地の売却代金を預け入れた預金の使途や帰趣（被告による不当利得又は被相続人からの生前贈与の有無等）などの多岐にわたり、激しく争われた。そして、争点整理の際に、本件土地の評価を路線価によることにつき、明示的に合意事項にしてはいなかつた。なお、本件土地の評価額は、私的鑑定によれば、1616万円であり、路線価によれば、1180万1400円である

ところ、本件土地は、被相続人の遺産ではなく、被告が被相続人から生前贈与を受けたものであり、特別受益の対象に当たるとの判断の下では、価額弁償額は、私的鑑定を前提とすると、約673万円となり、路線価を前提とすると、約650万円となる。

控訴審において、時機に後れた攻撃防御方法として却下した原審の判断（及び本件土地は、被相続人の遺産ではなく、被告が被相続人から生前贈与を受けたものであり、特別受益の対象に当たるとの判断）は維持されたが、時機に後れた攻撃防御方法の判断は、高裁の部毎に幅があるようにも聞いているので、出題した次第である。

【事例C】

特許権侵害を理由とする損害賠償請求の事件で、争点整理の段階から原告の主張が混乱し、特許の構成要件の解釈が変遷して、被告製品が構成要件を充足することをどのように立証するかも不明確という事案があった。

原告は、争点整理の最終段階のプレゼンテーションで、被告製品が原告特許の構成要件を充足することを実験的に示そうとしたが、その説明が支離滅裂と思われたため、十分な争点整理ができたわけではなく、弁論準備期日におけるプレゼンテーションの内容が直ちに証拠になるものでもないのに、これ以上の審理の長期化は良くない、とりあえず一審としての判断を示すべきとの意識から、当事者に、正式な実験を指示したりせず、弁論を終結に導き、請求棄却の判決を書いた。

その後、結局、控訴審（知財高裁）において、実験結果の提出、反論としての実験結果の提出を繰り返す形になっており、結論として原審は維持されたが、一審としては、審理が長期化しても、当事者に実験をさせ、その結果を書証として提出させるなど、必要な立証を促すべきであった。

◎ 人証申出の採否についての例

【事例D】

（自ら担当した第一審の事件ではないが、他の裁判官が高裁で経験した例として紹介する。）

原告が第三者に車両を傷つけられたとして車両保険契約に基づき保険金の支払を求めた事案において、原告本人尋問を実施せずに、経験則に照らし原告の主張は不合理であると判断して、第一審判決がされたが、自損事故か否かを判断するため

には、原告本人尋問を実施することを要するのではないかと考えられる事例があった。

【事例E】

- ・ 甲男と乙女（昭和6年6月16日生まれ）との間には、原告、被告A及び被告Bの3人の子がいた（甲男は、平成22年1月14日に死亡している。）。乙女は、平成23年3月23日から入退院を繰り返していたところ、同年5月16日から平成25年1月5日にかけて、乙女の預貯金が、合計20回にわたって解約されたり、払い戻されたりした（合計額5964万2353円）。乙女は、平成23年7月20日、被告ら両名に、預貯金を含む一切の財産を相続させる旨の遺言（以下「本件遺言」という。）をした。乙女は、平成25年1月9日に死亡した。

原告は、①被告らが、乙女に無断で、上記預貯金を払い戻したり、解約するなどして、上記5964万2353円を自らの用途に使用した、②原告は、乙女の被告らに対する不当利得返還請求権を3分の1の割合で取得したなどと主張して、被告らに対し、1988万0784円及びこれに対する遅延損害金の連帯支払を求めた。

なお、原告は、乙女は、上記解約及び払戻しがされたことを認識しておらず、乙女が被告らにする不当利得返還請求権を取得したことを知らなかつたのであるから、本件遺言によって、被告らに同請求権を相続させる意思を有していなかったと解するのが乙女の意思に合致すると主張した。

裁判所は、①上記払戻しのうち2件についてされた弁護士照会の結果、うち1件は乙女が自ら必要書類に署名押印して行ったものと認められ、残り1件についても、署名は乙女の筆跡と認められないものの、印影は乙女の銀行届出印により顕出されたものと認められる、その余の払戻し及び解約についても、証拠上、被告らが無断でしなければならないような事情や無断ですることが可能であった事実関係は認められない、②仮に、被告らが無断で、上記払戻し及び解約をしたとしても、乙女が被告らに対して取得した不当利得返還請求権は、本件遺言によって、被告らが相続することとなる、本件遺言の文言上、乙女が認識していない財産を除外する旨を読み取ることはできないし、上記払戻し及び解約に係る金員は、本件遺言によって被告らが取得することが予定されていたものであること、乙女は、原告に対し、強い不信感を抱いていたことからすれば、乙女は、本件遺言によって、被告らに上記不当利得返還請求権を相続させる意思を有していなか

ったと解するのが乙女の意思に合致するということはできないとして、原告の請求を棄却する旨の判決をした（上記のとおり、この判決に対しては控訴がされなかった。）。裁判所は、被告らに対し、陳述書を提出させたものの、被告ら本人尋問を実施することまではしなかった。

- ・ 紛争の実相に迫って実態としての紛争を解決するという観点や、原告の納得という観点からすれば、被告らを尋問し、上記払戻しや解約が乙女の意思に基づくものであったのか、本件遺言等がされた当時の乙女と原告、被告らの関係はどのようなものであったのかなどについて聞くという選択肢もあり得たかもしれない。また、このような手続を経ることにより、原告に棄却の方向でもやむを得ないという考えに至らせ、その結果、若干の解決金を支払うことなどを内容とする和解に至った可能性も否定できない（弁論準備手続において和解勧試はされているものの、双方代理人から原、被告らの人間関係（他にも訴訟がある。）からして和解による解決は困難と回答されている。）。

◎ 争点整理の結果の確認（記録化の点を含む。）についての例

【事例F】

(1) 事案の概要及び審理の経過

被告（信託銀行）が原告（株式会社）に賃貸しているスポーツクラブ施設のプールの天井が屋根回り部材の腐食により崩落する危険が生じたことについて、①原告が、被告に対し、屋根回り部材の維持管理をすべき義務の不履行があったと主張し、被告側による改修工事等の間の休業損害等として約5000万円の損害賠償を求め（本訴）、②被告が、原告に対し、契約上の保守管理の義務の不履行があったと主張し、補修費用等として約2億円の損害賠償を求めた（反訴）事案。

一審は、①保守管理は契約上原告側が行うものとされていたが、原告は天井裏の点検を行っておらず、維持管理及び修理取替えの必要性が判明していないかったとして、本訴請求を棄却し、②原告は、平成17年当時、天井裏の腐食状況を認識しており、これを被告に通知すべき義務に違反した責任があるが、当時既に相当な腐食が生じていたと認められ、結局、被告は、改修工事をせざるを得なかつたから、被告の主張する原告の債務不履行と損害との間に因果関係は認め難いとして、反訴請求も棄却した。

双方が控訴し、被告は、新たに選任された代理人の下で、反訴請求について、①原審で主張された時点よりも前の時点での債務不履行責任、②特約に基づく費

用負担責任を追加した上、原審において主張立証が済んだ段階の和解期日の場で因果関係が認められないとしていわゆるゼロ和解を勧告した一審裁判所の手法を不意打ちであると批判した。

控訴審では、原告が被告に対して9000万円を支払う内容の和解が成立した。

(2) 事例検討会における意見の概要

控訴審を担当した高裁裁判官は、原審において争点整理を終える段階で裁判所から提示された争点整理案には反訴請求の因果関係の問題につき原告の認否として「争う」と記載されていたにすぎなかったことを指摘し、この争点で反訴請求に決着を付けたことは好ましいとはいはず、争点整理案を提示するまでの合議がどのようになされていたのか検証を要するのではないかと指摘した。一審の担当裁判長も、争点整理案において上記の争点につき原告が争っていた具体的な内容を一見して明瞭にしておくのが適切であったと述べ、争点整理案が旧様式の判決スタイルにより認否等を簡潔に記載するものであったことにも検討の余地があったと指摘した。

一審の経過を見ると、本件は、もともと右陪席の単独事件を合議事件としたものであり、争点整理は右陪席と左陪席の受命で行われていた。当時の裁判長の関与が不十分ではなかったかとの意見もあったが、和解期日後の最後の弁論期日において、双方に主張立証の補充の機会も与えられており、審理が不十分であったとまでいえるか否か（審理が尽くされていれば、控訴審において被告が新たに主張した点が原審においても主張されたか、控訴審と同内容の和解を成立させることができたか等）は明らかでないとの意見もあった。

◎ 和解勧試の要否についての例

【事例G】

○ 事案

公立学校の生徒が死亡した学校事故について、遺族が自治体を相手に国家賠償を求めた事案

○ 進行

過失の有無について主張が鋭く対立し、遺族側の被害感情も強く、傍聴者も多かったため、手続は最初から終わりまで正式の法廷で弁論により行った。いずれの側からも和解について申し出はなく、裁判所としては、双方とも妥協の余地はないものと考え、和解勧試を行うことなく結審に至り、原告勝訴の判決を言い渡

したところ、被告自治体側から控訴がされた。

○ 反省点

判決後、しばらく経って、被告代理人と話をする機会があり、「実は裁判所から和解勧試をしてほしかった」と打ち明けられた。控訴審では1審判決に沿った内容で和解が成立した。一見、和解が困難と思える事案であっても、いずれかの時点で、弁論準備ないし進行協議等、非公開の手続を設け、また、正式な和解勧試ではなく、例えば、「進行についてそれぞれから意見をお聴きしたい」という形で、当事者の意向を確認しておくことが相当であったと思われる。

(高裁アンケート問2)

地裁での審理を行う上で参考となる工夫がなされていた例を1つ以上、紹介してください（高裁において御自身で担当した事件の第一審に限りません。）。

◎ 基本的な事実の主張、証拠の提出についての例

【事例1】

陳述書は人証直前に提出されることも多いが、争点整理の序盤から提出させることで、争点のみならず、紛争の背景事情をも含めた事案の早期理解に役立つことがあった。

【事例2】

訴訟の当初の段階で、雑然としていた訴状記載の請求原因が整理された例

◎ 中心的な争点の把握と当事者との認識の共通化についての例

【事例3】

写真、メールなどは、当事者の説明がないと主張との結びつきが分かりにくいが、争点整理で確認し、その結果を記録化したため、控訴審からみても理解しやすかった。

【事例4】

ウェブサイト製作契約の債務不履行が問題となっている事案で、既履行部分の認定等に一種の専門的知見を要する場合、福岡地裁で取り組まれているいわゆる早期事案説明期日を第2回弁論準備手続期日で実施し、口頭で説明させたことがうかがわれる事案があった。ただし、期日の具体的な内容（説明の内容）は記録化されていない。

【事例5】

- (1) 原告が、登記簿上、売買を原因として被告名義に所有権移転登記がなされている地番B土地（本件土地）につき所有権に基づく妨害排除請求として、真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を求めた事案である。なお、本件土地は、元原告所有の旧A地番の土地が上記売買の後分筆されて形成された土地である。

(2) 原審が求めた事実の主張と証拠の提出

ア 主張

- (ア) 原告に対し、売買契約に本件土地が含まれていないことを確認し、本件の争点が所有権喪失の抗弁が成立するか否かであることを早期に確定した。
- (イ) (ア)を示す売買契約書が存在しないこと、これに代わるものとして原告が提出した覚書につき、被告に同一の書面を所持していることを認めさせ、その作成経過につき、原告、被告双方に具体的な主張を求めた。
- (ウ) 他方、被告に対し、本件売買の経過を明確化するよう求めた。その結果、被告は、中盤において、当初の主張（本件土地が原告から被告に売買された）を変更し、新たに、本件土地は一旦仲介業者に売買され中間省略登記により被告に登記名義が移転したと主張し、これに沿う土地売買覚書を提出した。
- イ 上記覚書（原告提出）及び土地売買覚書（被告提出）につき、作成の経緯や記載につき具体的な説明を求め、その内容を明らかにさせた。

(3) 争点整理の結果の確認

求説明の内容及びその結果につき重要な事項は調書に記載させ、争点整理の経緯や結果を確認することが容易であり、少なくとも原告からは、人証調べの前に各争点につき整理された準備書面が提出されており、争点に関する当事者間の認識の共通化が図られていた。

◎ 中長期的な審理計画の立案（人証調べや和解勧試の時期、専門家の関与時期など）についての例

【事例6】

訴訟の早い段階で、判決言渡しの予定時期までの概ねの審理計画表を作成した上で、毎期日終了後、必要な訂正等と次回期日又は次々回期日までに双方がなすべき課題等を書き加えた審理計画表を双方代理人にファックス送信していた例。

◎ 判断に当たって必要と考えられる主張・立証の完了（文書提出命令申立て等の付隨的申立てに対する判断時期の点を含む。）についての例

【事例7】

飲食店経営会社（原告）の店舗従業員（被告）によるレジ金の横領着服が疑われた損害賠償請求事件で、原告が調査会社に依頼した調査報告書（書証として提

出されている。)に記載されている多数の金額や数値が、個別の膨大な伝票類(書証化されていない。)の金額等と一致しているかどうかに関して、その確認方法について紛糾し、被告から文書提出命令の申立てもなされたが、裁判所のリードにより、被告が疑問に思う期間の伝票類原本を原告代理人から被告代理人に直送して確認してもらい、誤りがあれば指摘する、という作業を数回行ったことにより、調査報告書に対する金額数値自体の誤りによる信用性の問題を解消していた(伝票類がすべて書証化されいたら膨大なものであって大変なことであった。)。

◎ 争点整理の結果の確認(記録化の点を含む。)についての例

【事例8】

1審被告に雇用され、1審被告が設置・運営する病院(以下「1審被告病院」という。)に勤務する1審原告らが、1審被告の1審原告Aに対する降格人事及び配転命令並びに1審被告の1審原告Bに対する出向命令、配転命令及び懲戒処分がいずれも人事権の濫用又は雇用契約上の条件違反により無効であり、1審被告が1審原告らに対して行った上記人事及びパワーハラスメントにより精神的苦痛を受けたとして、1審被告に対し、それぞれ確認及び給付を求めた事案で、主張が錯雜していたが、争点整理案を裁判所が作成して調書添付し、争点整理がされて人証調べが争点に即して集中して行われていた。

【事例9】

主張が複雑な事件で主張整理案が作成された例

(地裁アンケート問2)

自身が地裁で一審の審理を担当した事件のうち、控訴審で新たな証拠調べや攻撃防御方法の採用、積極的求釈明等が行われているが、一審では判断に当たってそれらが必要とは思われなかつた例があれば、そのうちの一つを紹介してください。

【事例1】

不貞行為を理由とする損害賠償請求事件で、被告から被告本人尋問の申請があつたところ、ビデオリンク方式による実施の要望がされ、裁判所としてはそこまでするほどの事案でもないと考え、せいぜい遮蔽板の設置程度でよいのではないかと伝えたところ、被告は、それならば陳述書を提出するにとどめたいとして、本人尋問の申請の撤回をした。請求を一部認容する判決をしたところ、被告から控訴があり、控訴審ではビデオリンク方式によって被告（控訴人）本人尋問を実施した。控訴審にはお手を煩わせる結果となつたが、結論としては控訴棄却であり、控訴審でビデオリンク方式によってまで尋問を実施したことはやや意外であった。

【事例2】

質権設定契約の有効性が争点となった事案において、質権設定契約の成立を主張すべき原告（本人訴訟）が、被担保債権の成立及び額について具体的に主張、立証をせず、裁判官の訴訟指揮に反発して忌避を申し立てたために審理が中断し、審理が可能な状態となった後も、裁判所からの釈明に応ずることなく、ボイコットと称して弁論期日に欠席したため、弁論を終結し、被担保債権の成立、ひいては質権の成立を否定する第一審判決をした。控訴審では、被担保債権の成立及び額について具体的な審理が行われ、質権の成立を肯定する判決が言い渡されたが、第一審においては、原告の非協力的な態度からして、それ以上の審理を行うことは困難であった。

【事例3】

賃料不払を理由に建物賃貸借契約を解除したとして、建物の明渡しが請求された事案で、被告は、賃貸借の従前の経緯から、今般の賃料不払により信頼関係はなお破壊されていないという法律的評価を主位的主張とし、予備的に、排水周りが壊れているので賃料を払わなくても解除はされないと主張をした。

一審は、被告の主位的主張については、争いのない事実と書証から判断できると考え、また、原告である家主が高齢女性の本人訴訟、被告も本人訴訟であることから、検証や尋問等をせずに判断すべきと考え、信頼関係不破壊を理由に請求を棄却し、被告の予備的主張については判断しなかった。

高裁は、家賃の不払いは信頼関係を破壊することを前提に、事実関係を確認する必要があるとして、現地建物の確認や当事者尋問を行い、排水周りの破損は賃料不払の理由にはならないとして、明渡請求を認容した。

法律的な事項で判断できるとの考え方から、事実関係を確認せずに判決に至ったものであり、その点の判断が変われば、一審では必要なことをやっていなかつたことになる。

【事例4】

80歳くらいの老女が、約40年前に、近所に住んでいた同年代の女性（配偶者とは死別していた。）が、自分の夫の不貞の相手方になったとして、その女性を被告とし、不法行為に基づく慰謝料請求訴訟を提起した（本人訴訟）。原・被告各本人尋問を実施したところ、原告は、殊更に卑猥な表現を用いて供述し、また、自身が体験していないはずの出来事についても、推測と体験を区別しないで述べるなど、その信用性には問題があると感じた。他方、被告は、きちんとした言葉遣いで、不貞行為を全面的に否定する供述をした。原告の夫は施設に入っているということであったので、その証人尋問は実施しなかつた。そもそも約40年も前の不貞行為について、夫が施設に入ってから提訴すること自体が異例であり、一種の被害妄想のようなものではないかと考え、原告本人の供述の信用性を否定し不貞の立証がないとして、請求棄却の判決をした。

控訴審で、夫の所在尋問を実施したところ、夫が不貞の事実を認めた。その証言後、被告代理人が、被告本人に改めて事実確認したところ、被告本人もこれを認めたことから、消滅時効を援用した。控訴審は、不貞を認定したが、消滅時効の抗弁を認めて、控訴棄却の判決をした。

【事例5】

自身が一審で不必要と考えた主張が控訴審でなされ、追加の証拠調べがなされた事案は近年では思い浮かばないが、自身も必要と考えた主張立証が控訴審でなされた事案（例えば、建築瑕疵の事案で、施主側が建替えの必要性があるとの主張に固

執して、建替え費用の損害のみを主張し、補修可能なことを前提とする損害に関する主張立証をしていなかったが、長期未済事件であったことを考慮して終結し、補修可能であると認定し補修費用の損害の立証がないとしてその損害について認容しなかった事案) はある。

【事例6】

当職が地裁で一審の審理を担当した事件で質問に該当するものは思い当たらないが、部総括を対象とするアンケートに対する回答の中には、次のような事例の報告があった。

漁船の所有権が争われた事案。漁師を統率して漁を行っていた漁船の元所有者が死亡した後、いったん原告（元所有者の子）が漁船を相続したが、原告では漁師を統率することができないとして、その叔父である被告（元所有者の弟）に対して漁船が譲渡されたのではないかが争われた。1審では、原告がいったん漁船を相続したこと自体はさほど争われていない（法定相続人として原告の兄弟や母もいるが、漁師を継いだのは原告だけであるから、当然に原告が漁船を相続したと考えられた。また、被告は、原告が相続したことを一応不知とする一方、自分が所有者だとも主張していることから、原告から漁船を譲り受けるしかない。）と判断したため、原告が漁船を相続したかについては争点から除外し、この点に関する証拠調べもしなかった。しかし、控訴審では、原告が漁船を相続したかについて求釈明が行われ、原告の母の証人尋問も実施されていた。ただし、控訴審の結論は、1審判決と同じであった。